

令和7年度第3回社会教育委員の会議

令和7年9月12日（金）午前10時00分～
萌え木ホール3階 B会議室

次 第

1 議題

- (1) 正副議長の互選について
- (2) 社会教育委員の会議について
- (3) 図書館協議会への出向委員の選任について
- (4) 放課後子どもプラン運営委員会への出向委員の選任について
- (5) 前期委員の検討事項等について
- (6) 会議録の承認について
- (7) 会議の日程について（確認）
- (8) 関東甲信越静社会教育研究大会について
- (9) 第5次生涯学習推進計画策定について
- (10) その他

3 配付資料

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 小金井市社会教育委員名簿（第33期） | 資料1 |
| (2) 小金井市社会教育委員の会議について | 資料2 |
| (3) 小金井市図書館協議会条例 | 資料3 |
| (4) 放課後子どもプラン運営委員会設置要綱 | 資料4 |
| (5) 第32期小金井市社会教育委員の会議のまとめ | 資料5 |
| (6) 社会教育委員の会議会議録（令和7年度第2回） | 資料6 |
| (7) 令和7年度社会教育委員の会議等日程（案） | 資料7 |
| (8) 関東甲信越静社会教育研究大会開催要項 | 資料8 |
| (9) 第5次生涯学習推進計画施策の体系図 | 資料9 |
| (10) 教育目標・基本方針・各計画・教育施策の体系図 | 資料10 |

4 次回の会議日程

令和7年10月9日（木）午後2時～ 前原暫定集会A会議室

小金井市社会教育委員名簿（第33期）

任期 自：令和7年9月9日

至：令和9年9月8日

氏 名	所 属・推 薦 団 体	委 員 歴	摘 要
あらい 新井 しのぶ	小金井市立小中学校長会 (東中学校校長)	社会教育委員2期	各学校の長
ふじもり 藤森 光一	小金井市立小中学校 PTA 連合会	新規	社会教育関係団体
かなざわ 金澤 大恵	小金井市文化連盟	社会教育委員3期	社会教育関係団体
きたざわ 北澤 隆司	小金井市登録手話通訳者連絡会	社会教育委員3期	社会教育関係団体
わたなべ 渡 邊 ふきこ ふき子	国際ソロプロチミスト東京一小金井	新規	社会教育関係団体
いたみ 伊丹 文男	NPO 法人小金井市文化協会	新規	社会教育関係団体
ささい 笹井 宏益	学校法人 玉川大学	社会教育委員2期	学識経験者
いけだ 池田 佳代	公募委員	新規	市民
こばやし 小林 浩	公募委員	社会教育委員2期	市民
すずき 鈴木 哲也	公募委員	社会教育委員2期	市民

令和7年9月12日

小金井市社会教育委員の会議について

1 社会教育委員とは

社会教育委員は、「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしています。社会教育委員は、学校教育関係者や社会教育関係者、学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う方々に委嘱され、地域において社会教育に優れた知見を有する人々の知識を社会教育行政に反映させていくことが期待されています。（文部科学省ホームページより）

2 身分、報酬、任期等

- ・身分は、非常勤特別職の公務員となります。
- ・社会教育委員の会議への出席に対して、10,000円／日額（源泉徴収を行います）をお支払いします。
- ・公務で出張を行った場合は、交通費をお支払いします。
- ・社会教育委員は、原則として3期まで務めることができます（1期2年）。
- ・審議会等の委員は、原則二つまで兼ねることができます。

3 任期中の主な活動内容

①社会教育委員の会議（年8回）への出席

本市の社会教育に関する議題について調査・研究および協議を行います。教育長からの諮問に応じ、調査・研究・協議し、答申として意見をまとめます。また、「小金井市生涯学習推進計画」の進捗について確認し意見を述べるとともに、5年に一度、計画の見直しについての協議を行います。

（※年8回の会議のうち、1回は管外視察研修、1回は四者合同研修会を予定）

②各種委員会、協議会への出席

図書館協議会、放課後子どもプラン運営委員会に、社会教育委員が各1名出向しています。

③東京都市町村社会教育委員連絡協議会開催の研修会等への参加

- ・小金井市社会教育委員として参加するもの
11月…ブロック研修会、12月…交流大会/全体研修会、4月…総会

④関東甲信越静社会教育研究大会への参加

- ・毎年度、委員2名分の予算を計上しています（令和7年度は神奈川大会）。参加回数の少ない方を優先して参加委員を決定します。

4 小金井市社会教育委員の会議と関係のある団体

東京都市町村社会教育委員連絡協議会（都市社連協）

東京都の多摩地区の26市3町が会員となって組織している社会教育委員の連絡協議会で、総会、交流大会、ブロック研修会などを開催しています。

小金井市は、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、狛江市とともに第5ブロックに所属しています。そして小金井市は、令和7年度は会長市となっています。

図書館協議会	公民館運営審議会	小金井市スポーツ推進審議会
<p>【役割】 図書館の運営に関し図書館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、図書館長に対して意見を述べる。</p>	<p>【役割】 公民館の運営や各種事業の企画実施などについて、調査研究および審議を行う。また、公民館長の諮問に応じ答申を行うとともに、公民館の計画の策定や、進捗状況の確認を行う。</p>	<p>【役割】 スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、答申する。</p>

※生涯学習関連の会議体である図書館協議会、公民館運営審議会とは、年に1度四者合同研修会を開催し、交流しています。主催する会は持ち回り制となっており、令和9年度は社会教育委員の会議が研修会の担当となっています。

5 社会教育委員の会議 これまでの答申・提言等一覧（平成以降）

年 月	内 容
平成5年7月	緑ゆたかな生涯学習のまち小金井をめざして（提言）
平成7年8月	生涯学習施設の整備・充実について—学校施設のあり方と活用—（提言）
平成11年3月	21世紀における社会教育施設のあり方について（答申）
平成15年5月	学校5日制に伴う地域教育力の活性化について（提言）
平成16年2月	社会教育関係団体補助金（見直し）について（提言）
平成16年9月	小金井市社会教育委員選任（選出）の在り方について（提言）
平成19年7月	小金井市地域教育会議—市民が提案する設立と運営への指針（提言）—
平成25年8月	「小金井市生涯学習支援センター機能」の実現に向けて（提言）
令和元年5月	「小金井市での地域学校協働活動」の実現に向けて（提言）

【提言】社会教育委員の会議での討議・調査・研究を通し、まとめた意見書のこと

【諮問】教育長から、社会教育委員の会議に意見を求めること

【答申】諮問について社会教育委員の会議で討議し、まとめた意見書のこと

6 関係法令

① 社会教育法（昭和24年制定）※抜粋

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除〔平成一一年七月法律八七号〕

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

第十九条 削除〔昭和三四年四月法律一五八号〕

② 小金井市社会教育委員の設置に関する条例（昭和36年施行）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、小金井市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第2条 委員の定数は、10人以内とする。

（委員の委嘱基準及び構成）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民の中から小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱するものとし、次に掲げる構成により組織する。

- (1) 小金井市内に設置された各学校からの推薦者 1人以内
- (2) 小金井市内に事務所を有する各社会教育団体において、選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 公募による市民 3人以内

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

- 2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬及び費用弁償）

第5条 委員は、報酬及び公務により出張したときは費用弁償として旅費を受けることができる。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、別に定める。

（委任）

第6条 この条例の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

③ 小金井市社会教育委員会議規則（昭和36年施行）

第1条 小金井市社会教育委員の会議（以下「委員会議」という。）については、この規定の定めるところによる。

第2条 委員会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選によって定める。
- 3 議長及び副議長の任期は、2年とする。
- 4 議長は、委員会議を主宰する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたとき、その職務を行う。

第3条 委員会議は、議長が招集する。

第4条 委員会議の決定は、委員の半数以上が出席し、その過半数でこれを定める。

第5条 委員会議の庶務は、生涯学習課生涯学習係において処理する。

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会議に関し必要な事項は、教育長が定める。

この規則に基づいて、会議を運営しています。

議事録は、市ホームページで見ることができます。



○小金井市図書館協議会条例

平成元年3月4日条例第3号

改正

平成17年3月2日条例第7号

平成23年9月22日条例第16号

小金井市図書館協議会条例

(設置)

第1条 小金井市立図書館（以下「図書館」という。）の適正な運営を図るため、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定に基づき、小金井市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し小金井市立図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応じる。

2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者で、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

- (1) 市内に設置された学校が推薦した学校の代表者 1人以内
- (2) 市内の社会教育関係団体が推薦した団体の代表者 1人以内
- (3) 社会教育委員 1人以内
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (5) 学識経験者 3人以内
- (6) 市民 3人以内

2 前項第6号の委員は、公募によるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

○小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

平成19年4月1日制定

改正

平成21年4月1日

平成24年10月1日

令和2年3月27日教委要綱第6号

小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域社会の中で市内に在住する児童、生徒等に対し、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくり事業を推進することを目的として、小金井市放課後子どもプラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、地域住民、学校、P T A、子供会等の各地域団体及び関係機関と協力及び連携を図り、放課後対策事業の事業計画の策定、安全管理、広報活動、ボランティア等の地域の協力者的人材確保、活動プログラムの企画、事業実施後の検証、評価等、事業の運営方法等を検討する。

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 小金井市社会教育委員 1人以内
- (2) 小金井市民生委員・児童委員 1人以内
- (3) 小金井市青少年健全育成6地区連合会 2人以内
- (4) 小金井市子供会育成連合会 2人以内
- (5) 社会教育関係団体等 2人以内
- (6) 小金井市P T A連合会 2人以内
- (7) 小学校長 1人以内
- (8) 小学校副校長 1人以内
- (9) 市教育委員会職員
 - ア 生涯学習課長
 - イ 図書館長
 - ウ 公民館長
 - エ 庶務課長
 - オ 指導室長
- (10) 市職員
 - ア 児童青少年課長
 - イ 子育て支援課長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(運営)

第6条 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 運営委員会の会議は、委員長が招集する。

(経費及び謝礼)

第8条 運営委員会の運営に要する経費は、予算の範囲内で、市が負担する。

- 2 運営委員会に出席した第3条第1号から第6号までに掲げる委員には、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(コーディネーターの配置)

第9条 運営委員会に、コーディネーターを置く。

(コーディネーターの任務)

第10条 コーディネーターは、活動の企画立案、親に対する呼び掛け、学校や関係機関との連携及び調整並びに放課後子どもサポートー、学習アドバイザー等の人材確保、登録及び配置を行う。

- 2 コーディネーターは、必要に応じて運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第11条 運営委員会の事務局は、生涯学習部生涯学習課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年10月1日)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月27日教委要綱第6号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第32期小金井市社会教育委員の会議のまとめ

<第4次小金井市生涯学習計画の評価及び第5次小金井市生涯学習計画の策定にむけて>

- ・ 第4次生涯学習推進計画が策定され、第32期の会議の中では、令和5年度及び令和6年度の進捗状況調査の評価の討議を行いました。各事業における進捗状況一覧については、評価の対象となる事業数が多く、定例的な事業は省き、今後重要なもの必要なものに絞って、より集中的に評価をしていくことや、評価の指標が実績等の数値に偏りすぎ本来の目的である社会教育の推進を図る指標となり得ているのか、前年度より増えていれば、それを改善とするロジックが曖昧ではないか、もっとどういう状態になつたら目標が達成された状態なのかの具体性にかけているなどの指摘がありました。

第5次生涯学習推進計画では、以上のことと踏まえ、改善対応を意識した評価手法の検討や各事業における市長部局等との連携や市長部局等の施策とあわせた上での総合的な社会教育施策の評価、過去の4計画の内容との整合性と継続性、適正な文章及び用語の統一など、留意した上で、策定作業を進めてほしいと声が挙がりました。

<管外視察研修と社会教育施設の「在り方」について>

- ・ 令和6年度は、今後の社会教育施設の在り方を検討するにあたり、施設の現状や、指定管理者の取り組み等を確認するため清里山荘を訪問しました。施設及び周辺を視察・説明を受けた上で、清里の良さや実施している企画を伝える工夫や1年間を通したプログラム実施の提案等の意見が出ました。
- ・ 社会教育施設については、その本来の機能が公共施設全体の見直し作業の中で阻害されないようにし、また今の時代市民が何を求めているのかをゴールとした上で、社会教育施設の今後のあり方を議論してほしいとの声が挙がりました。市民が参加した公共施設のありからワークショップの検討内容も参考にすべきとの意見も出ました。

<東京都市町村社会教育連絡協議会（略称：都市者連協）及び関東甲信越静教育研究大会の活動について>

- ・ 第5ブロック研修会では、令和5年度に、三鷹市で「地域と学校との新たなパートナーシップ」をテーマに基調講演を行い、その後、「学校3部制」をテーマに事例発表、グループワークを行いました。また、令和6年度に、府中市で「地域で活躍するリーダーから「活動」と「学び」の関係を聞く」をテーマとし、事例発表があり、グループワークでは、「学びは地域社会の課題解決にどうつながるのか」をテーマに討論しました。
- ・ 調布市と町田市で開催された都市社連協では、広い会場でも参加者全員での討議ができておらず、今年の本市の開催時にも工夫してほしいとの声がありました。
- ・ 関東甲信越静社会教育研究大会について、令和5年度は栃木県において、「今、改めて考えるふれあいをとおしたつながりづくり・地域づくり」をテーマに発表があり、2名参加しました。令和6年度は、「誰一人として取り残されない社会を目指す社会教育のあり方」をテーマに発表があり、3名参加しました。参加団体は、社会教育委員と事務局が参加しており、参加団体同士で情報交換等も行われているので、是非今後事務局にも

参加して、広く社会教育施策についての事例を積極的に収集すべきではないかとの声が挙がりました。

<来期の委員の方へ>

- ・ 会議録の作成方法は、過誤記載が残りうる全文記録から要点記録に変更することを提案します。
- ・ 社会教育関係団体向け補助金交付の規定と提言(2004年)について現状に応じた改正検討が必要です。
- ・ また、近隣の他市の事例だけに留まらず、社会教育士会や社会教育実践者交流会などの事例も広く収集し先進事例も参考にしながら小金井市の社会教育の内容を豊かにしていくことが必要ではないでしょうか。積極的に情報収集を行い次の生涯学習施策に活かしてほしい。社会教育の可能性はまだまだあります。

令和7年度第2回社会教育委員の会議

令和7年7月25日（金）

午前10時00分開会

開催日時	令和7年7月25日	開会10時00分 閉会11時30分	
場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室		
出席委員	議長 笹井 宏益 副議長 金澤 大恵 委員 伊藤 安寿華 委員 榎本 敏 委員 北澤 隆司	委員 國分 ひろみ 委員 森本 榮子 委員 小林 浩 委員 坂野 勝一	
説明のため出席した者の職氏名	生涯学習部長 平野 純也 生涯学習課長 濱松 俊彦	図書館長 三浦 真 公民館長 鈴木 茂哉	
事務局	生涯学習係長 最所 拓也		
傍聴者人數	0人		

日程	議題
第1	(1) 会議録の承認について (2) 全国大会に参加する団体への補助金交付について (3) 第4次小金井市生涯学習推進計画の評価について(令和6年度分) (4) 第32期社会教育委員の会議のまとめについて (5) その他

笹井議長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和 7 年度第 2 回社会教育委員の会議を始めたいと思います。

本日は新井委員が御欠席という連絡をいただいております。

まず初めに、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

最所生涯学習係長 事務局です。

本日、次第の 2 番に記載してございます、資料 1 から 5 が資料となります。

委員の皆様だけに配付しているものが一部あって、図書館だより第 82 号、月刊公民館 8 月号、人権啓発学習資料です。

不足しているもののはありますでしょうか。もしありましたら、事務局までお申出ください。

以上です。

笹井議長 ということで、もし何かありましたら御指摘いただきたいと思います。

それでは、議題に入っていきたいと思います。

まず、議題の 1 番目の、会議録の承認についてであります。

事務局からお願ひいたします。

最所生涯学習係長 資料 1 を御覧ください。

6 月 30 日に開催しました令和 7 年度第 1 回の会議録をお配りしております。

事前に皆さんに御修正したものを用意しております。もし修正等あればこの場でお願いしたいんですけども、大丈夫そうですかね。

本日この場で御承認いただいた後、ホームページ等で公開させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

笹井議長 ありがとうございました。

何か御意見等々、ございますでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

笹井議長 それでは、事務局の案のとおりとして進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、続いて、議題2に移りたいと思います。

議題2、全国大会等に参加する団体への補助金交付についてであります。

これについて事務局から御説明をお願いいたします。

最所生涯学習係長 御説明いたします。

資料2を御覧ください。全国大会等に参加する団体への補助金交付についてです。

今回、小金井リトルシニアという団体が、7月23日から28日まで行われる第16回全国野球大会の出場権を獲得いたしました。このたび、出場した団体から、大会参加に要する費用について補助金交付の申請がございまして、社会教育法第13条の規定により、「地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合は、あらかじめ社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならない」とされていることから、本日御意見を伺いたく、議題とさせていただきました。

資料の裏面を御覧ください。

補助の対象経費については、大会等に参加する旅費、参加費という形になってございまして、上限が対象経費の2分の1ということで、金額としては20万円が上限となっております。

資料の目的にありますとおり、優秀な成績を収めた優れた団体の負担軽減をいたしまして、健全な団体を育成し、積極的な活動を支援するためということで行っているものでありますて、学校の部活動などで大きな大会に出るときの補助と同様に、学校外で活動している競技団体が全国大会等の大きな大会に出るときの費用負担を考慮したものでございます。

事務局からは以上です。

笹井議長 ありがとうございました。

ということで、ただいまの御説明につきまして、質問、御意見等々

ありますでしょうか。

どうぞ、伊藤さん。

伊藤委員 何人ぐらい参加するんですか。

最所生涯学習係長 当日の参加者については24名。まさに今、行っているような状況になると思います。

榎本委員 だから、お子さんと責任者の費用ということですね。

最所生涯学習係長 そうですね。

笹井議長 ほかにございますか。どうぞ。

坂野委員 意見として一般的に申し上げます。この団体への補助金について特に反対があるわけではございません。

補助金の事務取扱事項で一般的に補助金を受ける各種団体と併せて、以前に言う機会がなかった点をここで言わせていただきます。ここに書いてある資格の（1）のところです。

団体構成員は2分の1以上が小金井市内の在住、小金井市立在学生で構成されていることと条件ですが、社会教育関連団体もそうです、これを変えるという議論をどこかでやっていただきたい。というのは、eスポーツがあるんですね。eスポーツは小金井発祥であってもこの指とまれと言った瞬間に、小金井以外の者がどっと増えるわけです。これはほかの文化団体でも一緒です。ところが、この条件に引っかかってしまい、小金井の発祥でせっかく始まったものが補助金が与えられないということになるので、これを見直してほしいということです。

これは、3番の条件の対象経費にも当たります。ここには書いてありませんけれども、じゃ事業経費でなく、そのeスポーツのための維持費はどうするかというと、やはり補助対象に入れたほうがいいかなということは将来検討していきたいということです。

これは、私がかつて新福祉会館管理運営計画策定委員会の委員をやっていたときにも話が出てきました。事情があり途中退任しましたが。つまり、従来の紙ベースのルールをつくってそれ以外の新し

いものが出てきたときに対応できていないのではないかということですでの、早めにここの手当てを議論していただき、まったく変えたほうがいいとは思いませんけれども、eスポーツ関係、e関係活動での小金井発祥のものが出てくると、対応できるようにしていただきたい、そうしないと若者が逃げていきますよというのが、その委員会での議論であったんですが。

以上、意見として申し上げました。

笹井議長

ありがとうございました。

今の坂野委員の御意見につきまして、ほかの委員の皆様、何か御意見ありますか。

小林委員

小林です。検討したほうがいいと思います、地域に縛られないという。それが小金井発祥と言えるのかどうかというところもちょっとありますので。そういういたところの定義とか考え方というのを、もう一回問い合わせ直すというのはすごく大事なことだと思いますので、検討はしたほうがいいと思います。

笹井議長

ほかにどうでしょう。

どうぞ、榎本さん。

榎本委員

今回、野球のほうで関東大会に出るのがあって、スポーツ少年団から10万円、ポンと。明日行かなきやいけないのに、今日。で、あれに使うな、これに使うなと言って、もう制約が多くて、現実的に調整できないことがあったんです。僕は性善説ですから、対象となる団体があれば、金額で決めて、ポンと下して、結果報告はちゃんとやってくれよと。良識に反するものについては補助の対象になりません、精査しますというのであれば、割と運用しやすい。

例えば中で言うと、飲食費は駄目、保護者ももちろん駄目なんです。それはそれで分かる。だから、厳選して、注文して、2段階で注文しなきやいけない。チームのためと保護者のためにやらなきやいけない。

それから、交通費は電車に限る。車で行く場合の高速代とガソリン代は出ない。バスを頼むと出る。そうすると、ああいうものは準備する時間が必要なのに、準備するときにやっぱりお金がかかりま

ですから、出るのであればもらいたいけれども、該当しないことが多いというのは。であれば、組織する団体の良識を信じて、後から精査するから、何に使ったか。ただし、公序良俗には反しない。最低限の縛りを決めて、あまり使途制限しないでやるほうが、僕はいいんじゃないかなと今回思いました。

笹井議長 ありがとうございます。
ほかにどうでしょう。伊藤さん。

伊藤委員 伊藤です。今回、開催日より後に承認みたいになっているんですけども、この会議が間が空くのでしょうかと思うんですが、何か、期限の前に承認する仕組みがあつたらいいなと思いました。
以上です。

笹井議長 今の点については、事務局のほうはいかがですか。要するに、承認日の。後にこういう話があって。いかがですか。

濱松生涯学習課長 生涯学習課長です。これまで同じように全国大会の補助を認めていただいているんですけども、基本的には、申請があつてから最初の社会教育委員の会議で認めていただいているという形になっておりますので、一定、申請のタイミングによってはギャップが生まれてしまうというのは、やむを得ないところなのかなということが1点。

今回も、2回目に間に合うのか、もしくは9月に間に合うのかというところが、少し微妙なところがあったので、小金井リトルシニアの代表の方には、一定の時間をするかもしれないけどということをお断りした上で、そういうように定めるものなのでという了承をいただいた上で申請をいただいているので、恐らく、都度申請者の方に御説明を差し上げた上で申請を受け付けるという形であれば、基本的には問題ないかなというのが1点。

やはり、全国大会規模になると、交通費と宿泊料だけでかなりの額になりますので、この20万円があるかないかというところがそれほど問題にはならないということを、今回リトルシニアの方もおっしゃっていたので、ただ、当然、補助として頂けるのであれば大変ありがたいという内容だったので、この20万円がないから

全国大会に行けないというようなことは基本的にはないかなと考えておりますので、事前にしろ事後にしろ、申請に基づいて給付するという、それほど問題ないかなという印象は持っております。

以上です。

坂野委員 今の説明に関連してなんですかけれども、我々のこの補助金に対する見解は規定上は承認でしたか。意見を言うというにとどまるような気もするんですが、そこら辺、事務局、どうでしたか。明確に。

最所生涯学習係長 こちらについては、社会教育委員の会議の中で意見を聴取するという、御意見を聞いてからというようなことで整理させていただいております。

坂野委員 そうすると、意見があったら、次期、次回、来年度に反映させるということで意見を生かすこともできるということですね。
以上です。

伊藤委員 ありがとうございます。

笹井議長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、ないようですから。問題提起というか提言というか、先ほどいただいた、どこまでがスポーツとして位置づけられるかという議論は、別にスポーツ担当部局がするんでしょうけれども、うちの補助金を出すときに、最終的に補助金を出すのは事務局が決めるんだけども、意見を求められたときにどうするのかというのは、補助金の規定も含めて検討することになっているので、その辺も含めて取り扱っていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは次に進みます。

議題3番目、第4次小金井市生涯学習推進計画の評価について、事務局から御説明をお願いいたします。

最所生涯学習係長 事務局です。資料3を御覧ください。

こちらにつきましては、昨日、教育委員会における点検評価等会議というものがございまして、そちらで使用した資料の抜粋になつ

ております、本日配付をさせていただいております。

市の上位計画である第5次小金井市基本構想・前期基本計画と同様に、令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間としまして、3つの施策の方向性、全11施策の柱に沿って、取組の推進を第4次生涯学習推進計画では図っております。

本計画の進捗の評価につきましては、全11の施策を柱ごと行うこととしておりまして、1から3の施策の方向性ごとに設定しました指標の数値を確認するとともに、11の施策の柱それについて、評価シートのとおり取組の進捗を確認いたしまして、今後の改善につなげていくように努めているところです。

令和6年度は、コロナ明けというところで、各種講座、イベントが例年に近い形で開催できたというところが評価にもつながっていると考えております。

評価基準につきましては、2ページに掲載しているとおり、令和6年度の目標の達成度合いに応じて、AからDの評価をしております。

なお、この評価の基準と評価内容につきましては、学校教育部も含めました、先ほど申し上げた教育委員会での点検評価等会議で行っておりまして、そちらの報告書と同内容になってございます。

評価の結果ですが、生涯学習部で検討いたしまして、全11評価対象のうち、A評価7つ、B評価4つといたしました。令和6年度の取組、評価の理由、今後の事業展開、改善策等につきましては、各施策の柱ごとの評価シートを御覧いただきたいと思っております。

併せて、資料4を御覧ください。

こちらにつきましては、事前にメールでお送りさせていただいておりまして、第4次小金井市生涯学習推進計画の各事業ごとの進捗状況をまとめたものでございます。本票におきまして、各事業ごとに、令和6年度の事業実施結果を載せてございます。

資料についてちょっと補足させていただきますと、表の中の事業名と主な内容につきましては、担当課において、推進計画冊子の18ページ以降に、施策の展開というところに掲載させていただいて、報告の内容が載ってございます。

また、事業名の後に（☆）マークがあるものにつきましては、別の柱のところでも再度掲載のあるものになっております。なので、

再掲のものについては、同事業のものについては、同内容が記載されてございます。

こちら、資料3でも御説明したとおり、進捗に対する評価については、個別の事業ごとでなく、重要施策の柱ごとに行っておりますが、評価の判断材料としまして、実績の数値等、定量的な何か比較できる指標を各担当課ごとに任意で設定させていただいておりまして、こちらについては、来年度、第5次計画の策定の段階で、対象事業を少し整理させていただきたいと考えておりますと、令和3年度から令和6年度の取組を踏まえた今後の計画・展望というところ、資料で言いますと一番右端、こちらの項目を前回から設けておりまして、事業全体の取組に関して、その効果、また今後の予定、拡大ですとか継続、見直し等、各担当に記載していただいております。

資料4の説明については以上です。

笹井議長 ありがとうございました。

ということで、資料3、資料4、生涯学習推進計画に係る資料ですけれども、評価について案をいただいたわけですね。それで、今後、計画を策定していくに当たりましては、市の上位計画との整合性を図りながら基本理念を設定して、大目標、中目標、小目標というか、そういう構造で事業の目標を決めて、それに合った事業を開発していくということになると思いますが、今御説明いただいた、現在こんな感じの進捗状況です、こんな感じで評価していますというのを踏まえて、ぜひ委員の皆様に積極的な、次期の計画策定につながるような、前向きな御意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

どなたからでも結構です。

小林委員 ちょっと2点だけ。今回ることは、これまでの経緯もあるので、がちやっとひっくり返そうとは思ってないんですが、まず、数値の設定というか、EBPMというか、指標の持ち方が、これまでの延長線上の中でこれが増えた減ったという議論に終始しているところはある。これが例えば、参加者が増えたら、社会教育的な効果として、例えばなんですが、人々のつながりやら自治力やら、社会教育の効果が發揮されるという、人数が増えたらそれが評価されると

いう、単純な理解というか、そういうロジックで今いろいろ数値をやっているんですけども……。

例えば、放課後子ども教室、延べ人数で500人から600人になりましたと、よかったです、増えているね、Aだとよとやっているんですけども、ちょっと待ってください。じゃ、延べ人数500人のうち、リピーターは何人いて、到達していない人は何人いるのかということを全く把握してないんですよ。

これは税金なので、広く伝わらなきやいけませんし、学童に行っている子とこうやって、じゃ、市全体の子どもに対して放課後子ども教室はどういう質なのか、どういうものを求められているのかと、質の評価を全くしてないということがあって、これまでの評価の仕方があまりにも稚拙というか、単純というか、昭和の時代から全く進化していない。というところをまず1点、挙げておきたいと思います。

なので、次の5次のときは、評価手法をしっかりと検討していただく。そもそも人数を増やすのは何のためなのかということの議論さえない。何のためですかという。それは、社会教育が今これから目指すものということに関して、たしか4次もちゃんと、市民のつながりとかコミュニティーの活性化とか、それからコーディネーターの人才が増えるということをたしかやっているんですけども、これを見たらやっぱり、スポーツのほうで教える人が増えましたと言っているだけなんですね。

僕ら実践者から見ると、コーディネーションというか、人をつなげたりとか、もっとこういうことをやってみませんか、ボランティアをいろいろやりませんか、地域に参加しませんかと、引っ張り込むような人が増えているようには全く見えない。そういうことにに関して恐らく見てこなかったのではないかというふうに、僕は推察しています。見ているかもしれませんけどね。

そういうところの前提をまず、もう一回考え方直したほうがいいんじゃないですかというところは、まず申し上げたいということがあります。

それからもう一つ、これと関連するんですけども、そもそも生涯学習はどこを目指していくのかということに関して、市長部局とも調整が取れてない。参加しました、みんなきました、オーケー。これでは、民間のお金を取っているサービスと変わらないですね。

税金をわざわざ投入するということは、いわゆる社会教育の目標である、コミュニティーを活性化する・民主主義を担えるような人々を育成するみたいな教育目標の下にあってやっているわけですよね。そういうことに関して、やりました、やりました、はいおしまいって。申し訳ありません、これについては僕、文句言いませんけれども、これからのことに関して、これを続けるようならもうやめちまえって話です。はっきり言って、お金の無駄です。

ということを、ちょっと厳しめのことを言いましたけれども、ぜひ一緒に考えていきたいなと思っています。このままでいいんだと少しでも思っているなら、もう本当に、ちょっとといいかげんしてくださいと僕は言いたくなるので、ぜひそこは厳しい形でもう一回考え方直していただきたい。すぐ全部変えろなんていうことは言いません。少しでも、ちょっとでもいいから、1個でもいいから、取りあえず変えていきましょうということをぜひ申し上げたいということを、一つお願いしたいと思います。

あと、すみません、すごく瑣末な話なんですけれども、小学校の土日の校庭開放というのはどこに入るんですか、これ。評価が全くよく分からなくて。

最所生涯学習係長 事務局です。校庭開放自体は、紙の資料を1ページめくつていただきた真ん中辺りぐらいに、校庭開放というところがありまして、「児童・生徒及び幼児の安全な遊び場として、土日等に市立小学校の校庭を開放」という部分がございます。

小林委員 すみません、ほかの小学校の実情は僕もよく分かっていないんですけども、第三小学校においてはほぼ毎日サッカーがやっていて、校庭開放で遊んでいる子、一人もいないんですよ。隅っこに行って、本を読んでいるおじさんがいて、何かそこでずっとこうやっている。全く意味を成していないというのを、僕、何回も見ているので、そのところの確認というか、現場に行っているんですかというのをちょっと。現場にいる人間からすると、ちょっとそれおかしいよねという。ほかの小学校ではあれなのかもしれないですけれども、三小でもおじさんが来ていてやっているんですが、1ミリも仕事をしていないです、僕が見た限りでは。

最所生涯学習係長 校庭開放は、小学校によってはサッカークラブとか野球チームの監督者、関係者が、併設というか、併せて校庭開放の指導員というところでやっていたみたいている小学校もあったかと思いますので、恐らく三さんはそちらのほうなのかというふうに認識はしてございます。

小林委員 指導していないんですけど。ちょっと一回見てください。

最所生涯学習係長 確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。

小林委員 違和感がかなりあります、これ。細かい話ですみません。
以上です。

最所生涯学習係長 貴重な御意見、ありがとうございます。

笹井議長 ありがとうございました。

計画がどれぐらい達成されているかどうかというのはこの評価なんですけれども、事業そのものの事業評価とか、あるいは、予算がちゃんと執行されているかという評価というのは、別途あるわけですか。事業評価。予算取ってやりますよね。その事業に対しての評価というのは、計画上の評価とは別に行われているんでしょうか。

濱松生涯学習課長 全ての事業というわけじゃないんですけども、一定そういう評価の仕組みというのはございます。小林委員のおっしゃっていたことの回答というか、まず、指標の設定の仕方ということについては、これまでいいということは全く思っていない。5次計画においてそこも含めて見直していくところは、もう事務局のほうでも話しているところです。

ただ、小林委員がおっしゃっているのは、本当にこの定量的な数値、いわゆるアウトプットしか出てなくて、そもそもアウトカム、この数字を達成するとどういう在りたい姿というか、到達するのかというところの評価がないと。E B P Mとかロジックモデルの話だと思うんですが。恐らくそういうところをきちんと整理して、この数字が増えたからどうなるの、どうなるのというところが増えてくるとどういう理想に近づくのという、恐らくそういう計画のつくり

にならないといけないということは我々も思っております。

今はもう単純に、事業があれとして、事業の参加人数とか回数が増えたからどうだみたいな見方をしているんですけども、やっぱりそれというのは、それで生涯学習を進めているかどうかという物差しにはならないなというのは我々も感じているところもあるので、恐らく、でも手法としてはまず、次の計画の策定に関わってくる話なんですが、生涯学習を通して小金井市としてどういう姿があるべき姿なのかというところからぶら下がっていくのか、これを達成するためにはどういうアウトカムの指標を設定すればいいのか、このアウトカムを設定するためにはどういうアウトプットをしていくのか、そのアウトプットのためにはどういうプロセスを経たらしいのかというような、そういう考え方をしなければいけないんだろうなという課題意識を持っているという、今、段階なのかなと思っています。

恐らくですけれども、その在りたい姿とかというのは、今までに教育目標であるとか教育方針を改定しているところであるので、そういうところとの整合を図っていく必要があるのではないかとか、そういう、第5次計画策定に当たってテーブルに載せるべき材料というんですかね、そういうものをちょっと整理している段階だというふうに認識いただけたうれしいかなと思っています。

以上です。

小林委員

じゃ、ちょっと1つだけ、付言というか、ぜひここ気をつけてくださいということだけ言わせていただけると。いいですか。小林です。

実は第4次も、大くりのところは結構いいことが書いてあったりするんですね。こうありたい、こうありたい。ただ、そこを実際の政策に落とし込むところで、こう言うとあれですけれども、ネタ不足になっているという。実現するためにこういうことをやらなきゃ駄目だよねといったときに、従来の施策を寄せ集めただけでは全く通用しない。ネタ不足になっている。そのところを何とかやろうとしたんだけど、ちょっとコロナもいろいろあってうまくいかなかつたというふうに僕は受け取っているんですけども。

となると、じゃ、やり口とかいろんな事業とかも一回全部、その目的のためにこれはかなうのか、かなわないのかという選別をした

り、えていったり、ちょっと切り口を変えたり、やり方を変えたりとか。それを、すみません、生涯学習課だけじゃなくて、実は市長部局がやっていることに関してもちょっと意見を言っていかなきやいけないという、非常に大変な作業になるんだろうなと思ってますので、一気にやってくださいとは言いませんけれども、第5次計画の中で何とかそれを少し軌道に乗せるというか、そういった方向にぜひ行っていただきたいと思うので、大変だと思いますが、一緒にやりたいと思いますので、ぜひ議論させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

國分委員　　國分です。

笹井議長　　どうぞ、國分さん。

國分委員　　ちょっとピント外れかもしれないんですけども、社会福祉協議会のほうでも、居場所のない子どもたちに対する活動を随分やっているみたいなんですけれども、ここには全く入ってこないというのは、組織上の問題か何かなんですか。

濱松生涯学習課長　社会福祉協議会は社会福祉協議会で行動計画を持っていらっしゃいますので、基本的には別の組織なので、社協の取組とかを入れ出すと、例えばスポーツの計画にそこの体育協会の話を入れるとか、そういう話にもなってくるので、あくまでこれは基本的には行政、小金井市としての事業であるとか内容の提案をするものというふうに御理解いただけだとありがたいです。

國分委員　　しようがないんですか。

でも、市の中の居場所づくりの問題というのは、何か時々この会議でも出てくるので、そういう何か地図上というか、市で把握できるようなことはないんですか。

濱松生涯学習課長　濱松です。恐らく、ほかの地域の団体との連携みたいな形では書きようがあるかなと思うんですけども、じゃ、果たして、その連携していく地域の団体のそれぞれ細かい事業まで拾っていけるかとか、地域で連携する団体というのはどこまで、N P Oであると

か、社協であるとか、そのほかに任意団体もたくさんあるわけで、そういうのを全て拾って計画に載せていくというのはなかなか難しいのかなというところもあるので、ある程度その辺りも包括的にやっていく中で、例えば事業の中で当然そういう方たちとの連携というのはあるとは思うんですけども、細かいところまでを計画にどこまで載せるかというのは、まさに次の計画策定の中の議論になってくるかもしれません、大きな考え方としてやっぱり、そこまで細かいところを載せていくというのはなかなか難しいかなという印象は、担当としてはあるというような感じになるかなと思います。

最所生涯学習係長 補足で。

笹井議長 どうぞ。

最所生涯学習係長 すみません。先ほど國分委員が言っていた居場所というところで、単純にマップがあるかどうかみたいな話も少しあるのかなと考えておりますて、今、子ども・子育ち会議みたいなところの、市の内部の団体ではないんですけども、市が委託したり協力している団体の中で、小金井の子どもの居場所「えにえに」というようなホームページもありますて、そちらのほうも一部活用しながら、委員の御要望に応えていけたらなと思っていますので、一応こちらのほうは補足とさせていただきたいと思います。

國分委員 ありがとうございます。

小林委員 補足すると……。

笹井議長 小林さん。

小林委員 小金井子育て・子育ちネットワークです。というのがある。子育て・子育ちネットワークというのがあって、「えにえに」というところが、居場所の網羅があって、何かあったらここにアクセスしてくださいというサイトをやっています。

あと、放課後子ども教室も、居場所づくりというか、そういった

ものにも使えるということで、ある程度入ってはいる。

だから、居場所というテーマに関しては社会教育は多分守備範囲ではあると思うんですけども、それは市長部局がやることを、生涯学習課でやっていることを、そういうのを、こういうのは必要だよねというのがもあるんであれば、それならちゃんと記載した上で、やっていることはいろいろあるみたい、でも居場所づくりは大事だよねというようなことをやればいいかなと。そこは社協さんも入るかもしれないし。

そういう整理でいいですよね。

笹井議長 生涯学習の計画の難しいところというのは、シェアとしては、民間のプライベートのものも含まれるんですね、まだ。でも、行政計画としてつくるわけですね。そうすると、行政というのは縦割りになっているから、そこにどう落とし込むかというのはいつも問題になって。しかも、上位計画に対する、小金井は何と言うか、総合計画とかありますが、上位計画との整合性の問題があるので、行政がつくる以上、ある程度縦割りにならざるを得ないんですね。でも、生涯学習というのは、理念的には、要するに全ての人、全ての時間、全ての場所を含むので、それをどう入れ込むかというのは実はすごく難しい問題です。

居場所の問題に関して言えば、行政がなかなか居場所をつくるというのは、社協みたいなところは半官半民なんですが、かなり難しいところがあって、お上が居場所ですよと言っているのは、敷居が高くてみんな来ないんですよね。だから、行政がやるべき仕事は、ネットワーク化とか、あるいは情報提供をみんなで、ここに居場所がありますよみたいなものをみんなで確認してやるとかという、ちょっと限られたものにならざるを得ないのかなとは思っている。でも、経過レベルを書いて、行政が実施してほしいというのは、居場所だからできないというわけではないと思いますよ。

國分委員 先ほどホームページの御紹介とかありましたけれども、子育て・子育ちネットワーク。そういうのは何か明示というか、分かるようどこかに入れてほしいなと。

笹井議長 そうですね。そういう計画で書いて、市役所の何かリンクに貼つ

ておくみたいなのは考えられるかなと思います。ありがとうございます。

ほかにどうでしょう。

坂野委員

意見はあるんですが、その前に一つ、前に言ったことがあるんですけども、この資料を事前に配付していただけませんか。非常に字が細くてデータで送ってもらっても読めないというのは、前に申し上げたはずです。今、必死で読んでいるんですけども、細かい字に輪を掛けてA3という大きさですね。ほかの委員会では、3日、4日前に30ページぐらいの資料を封筒を送ってきます。それでもしないと、今この会議の場で検討するにはかなり厳しいというのを再度申し上げておきます。全ての資料とは言いませんけれども、こういう細かい字の資料は事前に郵送で送っていただきたいと思います。私は今回の会議が最後ですが、年寄りには非常につらいと思います。

それで、意見を言います。

最所さん、それから濱松さんがおっしゃったのは非常によく分かりまして、一応この表を閲覧すると、新しく今後の計画・展望などを付け加えていただいたおかげで、いろいろ分かってきましたが、問題は、第5次生涯学習計画をつくる上であまり抽象的な評価に描かずに、できるだけ具体的に書いてほしいなと思います。ここにも第4次の同様な評価が示されていますが。以前の評価討議のときに言いましたように、達成できなかつた点が分かるような書き方に書いていただきたいし、事務局での内部評価ではそういう書き方されていましたね。そのための材料はあると思うんです。例えば、分かりやすいところで、7ページに公民館関係の項目があります。真ん中ぐらいに、（5）公民館を活用する学びの推進。一例なんですが、その一番右側を見ると、今後の計画・展望の中に、「公民館事業全体としての事業の見直しが必要」というので終えている記載がたくさんあります。こういう書き方をされてもいいんですが、中身は全然分からんんですよ。館長が代わられましたけれども、渡邊館長のときに御自身で非常に目新しい目標を設定されたが、そこら辺との絡みもどうなのか、もしここにいらっしゃったら聞きたいぐらいなんですが。

そういうことで、もっと突っ込みできる材料を記載して今後の課

題としてこれが引っかかっているんだと具体的に書いていただくと、第5次計画検討の中で第4次がこうだったからこうなんだという議論ができるということです。せっかくここまで書いてあるんですから、具体的に、こういうのがボトルネックになってできなかつたと分かるようにしていただきたい。第5次計画の中の第4次計画の評価という中にそれを書けるようにしていただきたいということです。

個別に見ると、ほかにもたくさん、同じような表現があるんですけども、時間を取りますし、内容がそもそも分からないので、ここではやめておきます。いずれにしても、今回の表で一番右側の欄を付け加えていただいたのは、これはよかったですと思っております。

以上です。

笹井議長 貴重な御意見、どうもありがとうございました。
ほかにどうでしょうか。

伊藤委員 伊藤です。第4次計画の評価についてというか、第5次に向けてということでちょっとと思うことなんですかけれども、これを見て、重複して書かれているものもあるんですが、多いなと思っていて。先ほど笹井先生がおっしゃったみたいに、コーディネートとか、どういうところにどういうものがあるよというのを皆さんにお知らせするとか、そういう仕事がすごく大事だと思いまして、そこに注力をするためには、限られた人材でやるために、自分たちで何かやるというよりも、裏方に回ってやる仕事がすごく大事だなど、この2年間この事業に参加させていただいて学んだ中で思っていることなんです。

評価して今後継続というのはすごく良いと思うんですけれども、評価する中で、必要ないよねという決断みたいなことも今後、今回ということではなく、すごく大事な決断になるのかなという印象を持ちました。

以上です。

笹井議長 ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

北澤委員 北澤です。質問なんですが、事業名の後に星がついているのは何でしたか。

最所生涯学習係長 事務局です。星がついているのは、重複している事業というか。施策ごとに事業を載せているので、施策が違う部分に同じ事業があれば星がつくというようなことになります。

以上です。

北澤委員 ありがとうございます。ちょっと私の意見としては、こういういろんな事業って、つくるのは非常にいいと思うんですけども、やはり、役割を終えたというか、ここに載せなくとももうずっと続くようなものであるならば、これだけのものを見て評価するのはなかなか大変という部分もあるので、精査していただくとかそういうようなことも、次の第5次に向けては。

やはり、どっちにしろ、マンパワー的にも限られた部分があつたりとか、そういうところがあるので、やっぱり、計画というところを打ち出すためにも、もうちょっとスリム化して、ここを特化しましたみたいな、新しいものはこれですみたいな、そういうような形で進めていただけだと、より計画とのリンクというか、分かりやすさが見えてくるのかなと思っております。

ですので、別に、やめちゃえということではなくて、こういった計画の中に載せなくても、もうこれってずっと続くよねみたいな、そういうようなものも何となくあるような気もするので、そこをあえて定量的に人数が増えたとか減ったとか評価しても、やるのが前提という根づいているようなものであれば、そこはもうあまり評価する必要もないのかなと思いました。

以上です。

笹井議長 それは重要度みたいなものを決めて、あるいは、継続的にやっているのかどうか、新規なのかを分けて、重要なものでも昔からやっているようなものは、まあそれでいいじゃないか。むしろ、評価の焦点は、新規で、まだ定着していないというか、そういうものについてきちんとみたいな、そういう御意見ですか。

北澤委員 そうですね。これから何を重視していくのかというか、何を定着

させたいのかという。既に定着しているものについては、定着しているんだし、それを、例えば子どもの関係でいったら、子どもが減っているから、同じことをやれば、どうしても参加者が、子どもが減っている以上は減っていくわけですよね。それは、減っていったから何かまずいみたいな、そういうことではなくて、そういう評価とは別に、もう根づいているものとしてというような。

そういうふうに分けたほうが、これだけぱっと見せられても、何をどれを今後伸ばしていくのかとか。だから、本当にそれは役割を終えたからやめていく必要があるというか、減ってきているからニーズがないという評価もあるんだろうけれども、単純に子どもが減っているから減っているわけだし、それはもうすごく大事なことだよねというところと……。これだと多分分からぬですよね。人数が減っていっているとか何とかと言われても、それ、もともとのパイが減っているからじゃないんですかというところとか。だから、そのところをもう少し切り分けてもいいのかなという。

私たちが議論すべきは、やっぱり、何を見いだしていくのかというか、何に力を入れていくのかというほうに。やめる方向のものをこの場で議論するというのはあまり、それは事務局側のほうで判断してもらえばいいんだけれども、むしろこっちは、何を力を入れてくるのかとか、何を新たにつくるのかとか、そういうほうをこの場で議論したほうが何となく前向きかなという気がします。

笹井議長

ありがとうございます。

今、北澤委員の発言がありましたけれども、これやっぱり大事でしようとか、あるいは、こう言ってはあれだけれども、もうこれはやめてもいいんじゃないみたいな、そういうのをもしお気づきの点があれば御意見いただきたいと思いますが、いかがですか。

小林委員

いや、さっき、ちょっと校庭開放の関係で悪く言っちゃったのであれなんですけれども、もう一つ、健全育成で僕らはやっているんですが、社会を明るくする運動というのが、どうも法務省の運動らしくて。

笹井議長

社明ですかね。

- 小林委員　　社会を教育があれする運動として。小金井市には何か、ボランティアに役立つというロジックで、中学生とか動員して、ボランティアを動員してティッシュを配っているんですけれども、ティッシュ配ってボランティア精神か、社会教育、社会を明るくするのかというところを、ちょっと僕、いまいち見いだせなくて。地元の健全育成の委員もいわゆる動員されてやるわけです。何か無駄だなと思って。平日、みんな仕事を休んでやっているんですが、あまり意義を見いだせなくて。いや、意義あるかもしれないですよ、ひょっとしたら。ホームページを見ても、当然、市からも何の説明もないし、これって意味あるのかなとみんな思っているんだけれども、もやもやっとしながら動員されてやっているという状況で、何か、延長線上でとめられなくなっているのも結構あるのかなという印象と。
- すみません、それをちょっと犠牲にしましたけれども、スケープゴートにしちゃいましたけれども、ちょっとこれ、意味あるのかなみたいなところ。ボランティアの精神が子どもたちに身につくということだったら、どういうロジックでそうなるのかというのをちゃんと検討したほうがいいと思うんですけどね。
- 笹井議長　　社明の、社会を明るくする運動というのは、ボランティア団体つてあるんですよ。法務省が持っていて、Big Brothers and Sisters、BBSというんですが、持っていて、彼ら・彼女らが、少年院か何かにいる、要するにそういう人たちに対していろいろコミュニケーションを取って、彼らの再生というか、それを助けようというのが本来の趣旨なんですよ。だから、一般人がなかなかそれ……、差別しないとか、理解するのはとても大事なんだけれども、ちょっとボランティア活動としてやるのはどうなのかなというのは、私もそういうふうに思いますね。
- 小林委員　　実際ちゃんとやっているBBSの方も、僕、知っているんですけども、これが本来かと思って。だから、ちょっと、「あれ？」つて疑問符がいっぱい今ついていて、そういったことも本当はやりたいんですが。市長部局がやっている話なので、どこまで口出しできるかというのはあるんですけど。
- 笹井議長　　分かりました。ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。今の、やっぱりこれは大事でしょうか、あるいは、これはやめたほうがいいんじゃないとかという。

坂野委員

今の御質問に直接お答えすることにならないかと思いますけれども、議論は圧倒的に学校教育関連なんですよ。人生のうちで学校教育に関係するのは5分の1の期間なんですね、制度として。5分の4は成人教育、あるいは6分の5かもしれません。生涯学習計画の大半がそれについてなので、それが浮き出るような形にしたいと思います。今、個別の項目を話す時間がないですが。居場所の議論でも、大人の居場所が重要で、先生の居場所がないから周知のあいう昨今の教師の性犯罪や、2市の教育委員会による裁判公開妨害の憲法軽視や収賄もどきの事件が平然と起こってしまうわけです。あれらは全部、成人教育なんです。学校教育じゃないです。学校で起きましても学校教育じゃないんですね。

それで、前にも言いましたが、生涯学習計画というのは本来、生涯教育計画だったはずが、民間が参入しやすいように言葉を変えられちゃいましたけれども、教育として成人教育はこうだよというのが浮き上がるような形でも議論をやっていただきたいということです。

前回ここでも言いましたけれども、学校の教育の実践に素人の成人が乗り込んでいったら、先生が困っちゃうわけです。本来、先生にそれは任せるべきなので。成人は学校の中での成人教育の場面でやっていくべきでしょう。

作っていただいた今回の資料をこの観点で読むと非常に面白いんですけども、その具体的な内容がないんです。そういう具体的なものを挙げていただきて、それをぜひ第5次計画の中で整理していただきたく、それが成人として取り組むべき課題であるということですね。

また例えば、男女共同参画の取り組みについてはほとんどここで議論していないと思いますけれども、これも非常に重要なことなので、それが浮き上がるような計画にしていただきたいということです。

以上です。

笹井議長

分かりました。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

伊藤委員 伊藤です。今の坂野さんのお話を伺って、ここで2年話してきたことに戻るかなと。公民館がカルチャーセンター化しているというお話に戻ってくるなど、今、お話を聞いて思いました。すごくそうだと思います。大人が未来に向かってどう豊かに生きていくかということは、やっぱり社会教育のすごく大きな仕事かなと思う中で、与えられて楽しんでいるから大人が豊かになるかというと、全然そんなことはなく、前回の会議でわくわくというキーワードがあったと思うんですけども、いかに豊かに、与えられるだけじゃなくて、自分たちが主体的に未来に向かって生きていくかというところに役立つような、それを下支えするような社会教育になっていったらいいなと思います。

以上です。

笹井議長 金澤さん、どう考える？

金澤委員 金澤です。先ほど北澤委員がおっしゃってました、何をすべきかに絞るのは、そうだなと思いました ということと、それから、坂野委員、小林委員、伊藤委員のおっしゃった件についても、たとえば今、幼稚園、保育園で、お子様の7割とかが、大人になりたくないという、何かあるそうで、ということを先日伺いまして、結論から言うと、「魅力的な大人をつくる」という言葉のもこのどこか一部に入ると、面白いケミストリーが発生するのではないかという気持ちがしています。まとまりませんけれども、私もそのようなところに尽力してまいりたいと思います。

笹井議長 それは、将来、今後の計画においてということですね。

金澤委員 そうですね。どなたかからの御意見ありましたが、なにかとお子様について、お子様の居場所、お子様のことは非常に大事かと思いますが、先ほどどなたかがご発言されたようにパイが少なくなっていると考えると、確かに少ないことに注力してしまうと、何か方向が、私たちがこの委員会で話さなければならないこととずれる可能性もあるのかなというふうに、ちょっと気付きましたので、魅力的な大人に子どもたちが出会えれば、もっと学びも進むかもしれません

せんし、話を聞きたいというふうに触発されるかもしれないという意味で、大人のための……。

笹井議長　　社会教育。

金澤委員　　はい。 笹井議長ありがとうございます。 そうです。

笹井議長　　おっしゃるとおりで、計画上にそういうものを入れ込むとともにそうですし、それに関連して実際にそういう事業企画をすることも大事かなと思います。 いろんな形でそういう方向を進めていければと思っています。

ほかにどうでしょう。

小林委員　　今のちょっと、少し金澤さんの……。

笹井議長　　森本さん、どうぞ。

森本委員　　よろしいですか。 今、第4次の計画の評価というのと、それから第5次の策定についてというのが、一緒になったような気がしていますが、それはそれでいいと思っています。 私は、第4次を作成したとき、メンバーで2年目で、これはすばらしいものをつくつていると。 中身はともかくとして、こうやってボランティアで、あるいは市のほうも関わってとか、そういう評価でこの生涯学習推進計画というのを見てきております。

どこの視点で評価してというか、言うかというのはありますけれども、市民がボランティアで、あるいは学校とか先生たちとか、私たちみたいな者が、忙しい中を子どもたちのためにと言ってこういうふうにやって、その中身はすばらしいものがあると思うんです。 一つ一つ評価すると際限ないけれども、それには私はとても敬意を表しているところがあります。

そういうことで、4次のところで具体的に見てみると、妊娠とか出産とか、育児の初期の段階の支援というのは、これの最初のほうに載っておりましたけれども、エンジェル教室とかカルガモ教室とか、そういう参加者がすばらしいとか、それから、幼児教育で母親セミナーの参加者が過去最高に最近なっているということとか、

それから、青少年のための学習計画で、科学の祭典のようなものも、コロナ禍で消滅してしまうのではないかというところを、関わっている人たちは大変な思いをして、リモートでつなげてきたとか、子どもの家庭の支援という意味でも、いろんな相談窓口とか、いろんなことが具体的にあるのを見ると、そのことのあることのマイナス面でなくて、あって、そこに加えていこうという発想の仕方が必要じゃないかなと思いました。

それから、4次の理念の、例えば一番最初の基本理念から、生涯学習に関わって、学び続けられる環境づくりを目指していくという施策が、一番最初に載っていますし、また、2025年には4月時点で乳幼児の子どものいる世帯は、約12%なんだそうです。環境に対してのいろんな考え方、それから施策の実施状況から見て、例えば、コロナ禍を、乳幼児に向けてのプログラムとか、親子一体の活動などもあり、参加者のニーズはとても高まっているという評価を聞いております。

それから、20年にわたって続けてきた、青少年のための科学の祭典も、この活動を絶対絶やしたくないというみんなの考え方を基に工夫を重ねて、リモートで毎年実施して、1日で親子で4,000人近くの人を集めて、子どもたちに提供して。本当にこれは、私にとっても楽しいですけれども、関わっている親御さんたちにとっても、また、立派な作品を出した子には毎年、もう10年以上になるんですが、表彰したりとか、いろんなことを考えて評価してきております。

そういうことの活動を続けております中で、中身を掘り下げていくと、たくさんのいいものがあると、私は、ある意味内側からの見方かもしれませんのが、見ております。そういうことを大事にして、持っていくということ。

そして、4次の評価を皆さんでやっぱり、ここに既に出ておりますけれども、とてもいい評価を与えている、与え過ぎじゃないかと。前、こんな会議のときに、Aは多過ぎるんじゃないかとか、そんな評価もあったんですけども、子どもを褒めるときにはそうなんですが、やっぱり、いいことはいいというのをかなり表にして表現してあげて、そして、ボランティアとして関わっている方たちにもそういうような表現の仕方ができるような形もいいのではないかと思ったりしておりますので、第4次のところでは、それぞれの

ところで本当にコロナを乗り越えて何とかやってきたんだなという思いとか、そういうものを共有できたらいいんじゃないかなと思っております。

もう一つは、第5次の策定に当たって申し上げたいのは、5次のところに入る前に、私たちはこの会議をずっとここで2年間やってきました、同じメンバーで。そのときに、4次の施策についての討議の問題点として、そのもの自体の理念についてとか、その他中身について、これはないんじやないかみたいな、そういう意見とかが随分出てきたんですけども、結局そのままになっているわけです。それについては出っ放しなんですね。それはどうですかとまとめて、いや、おかしいですよねとその場で言ってしまえば、じゃ、ここおかしいよね。だけど、こういう会議の中で出したところで、それがその場では集約できなくて、また次のときにもそれが出るかというと出てこなくて、結局、何か、ごめんなさい、議長さんにもちょっと関係しちゃうかもしれないけれども、そういうものをもうちょっと、いいものはいい、いや、これはとその場でいかないと、こういう評価はこれじゃ難し過ぎますよね。

ですから、今度、5次でするときには、前年あるいは少し遡って、これについての評価について、さっきも中身がもつとこうであるべきじゃないかというようなものが出来ましたけれども、そういうところにも触れた上で、総合的に、議事録を見ていただくといっぱいあると思うんですが、そういうことをまず共有した上で5次に取りかかっていただきたいと、私は2年ずつ6年間やってきた1人としても感じております。

どこでその話をいいか分からなかったんですけども、一応皆さんお話しなさっていましたので、私はそんなふうなことを言い伝えていきたいかなと思います。さっきの評価のところもありましたけれども、評価についても共有できるものが、進行状況の中で出て来るんじゃないかと思ったりして、そんな思いを抱いている私です。

笹井議長

分かりました。これまでの2年間の中でいただいた、計画に対するいろいろな考え方、評価というものと、今日いただいたもの、実はこれからも、これからまた別の議題で、この2年間のまとめということで、評価を全部整理してまとめて、次期の計画に生かすとい

うふうにしたいと思います。ありがとうございます。

では、小林さんから先に。手を……。

小林委員

いやいや、さっきはちょっと、年寄りと子どもの話があつたんですけども、どっちも人づくりなんですよ。大人も、勉強終わつたからって勉強しなくていいというわけじゃなくて、学んで自分自身の人生を豊かにするというところが社会教育じゃないですか。だから、学びっ放しで、ああ、いい思いしたな、私、賢くなつたなで終わつたら、それは人づくりにはつながつてないということですね。何か、学んだことで、例えば自分の人生をえてみようとか、周りにこういうことがあるからもう少し何かほかの人に聞いてみようかと、要するに、その人の行動変容につながる形で学びがつながつていかないと、それは人づくりにつながつていかないということなので、それは大人に限らず子どももそうだし。

僕は、社会教育は、一つ、人づくりかなと思ったので、金澤さんがおっしゃったことで、ああそうだ、これは人づくりだなと思って。すみません、言い換えるとこうですよねと一言だけ言いたかっただけです。

金澤委員

ありがとうございます。

笛井議長

ありがとうございました。

坂野委員

もう1点、よろしいですか。

笛井議長

どうぞ。

坂野委員

付け加えます。社会教育は成人教育なんですけれども、ここでの議論はどうしても教育委員会側の取り組みの話になります。が、当然、市長部局側でもたくさんの成人教育の取り組みをやっています。私もいろんな会議を傍聴し意見提案シートを出しつつ見ていくがそちら側の取り組み状況をきちんと反映させるようにしていただきたい。

先ほど濱松課長から、個別の事業については個別のところでやっておりますとのことでしたが、市長部局でのものが大半で相当数あ

ると思います。市長部局の側のものは各会合を聴いていると、はつきり言って、非常によくまとまっています。この会議でも1回言いましたが、市民参加推進会議に市長が出てきて、当時の市民動向への懸案事項をきちんと整理し非常に立派な文章でまとめてありましたが、その内容は成人教育という観点でしたですね。

そういう取り組みがされているのにもかかわらず、それを生涯学習計画に反映できないとしたら、それは大きな手落ちだと思いますので、それがきちんと反映されるような進行方法を議論していただきたい。我々が見ていると、そういうのが一切見えないんですね。第5次計画もそうですが、あくまで生涯学習推進検討委員会設置要綱によりますと、そこの委員会で議論されると。委員長は平野生涯学習部長ですね。副委員長が梅原部長になります。我々の会議で大変お世話になった梅原部長が、企画財政部長として参加されると思いますので、これをぜひ期待したい。市長部局側からの意見も出るように、そして、それが生涯学習計画を検討する第5次のこの社会教育委員の会議にも聞こえてくるような形で推進していただければなと思います。

以上です。

笹井議長 それでは、時間の関係もありますので、資料5に関連して、第32期小金井市社会教育委員の会議のまとめという資料について、事務局から御説明、お願ひいたします。

最所生涯学習係長 資料5を御覧ください。

先日、メールで各委員に、第32期社会教育委員のまとめとして、テーマ案について連絡させていただきました。2名の委員より御意見を頂戴いたしましたので、議長と相談の上、資料5としてテーマを決めさせていただきました。

この後、御意見を頂戴しまして、その御意見と各テーマごとの活動実績を加えたものを事務局案として作成いたしまして、再度メール等で確認させていただきながら、まとめていきたいと考えております。

事務局からは以上です。

笹井議長 ありがとうございました。

資料5を見ていただくと、5つの項目があります。1番目と2番目、生涯学習計画についての評価と今後に向けてということだと思います。これは今までずっと議論していただいたと思います。もし、追加と言うと変ですけれども、今までの議論に加えて、こういう評価がいいとか、こういうふうに策定したほうがいいんじゃないかというような御意見が追加ありましたら、お願ひしたいと思います。

当然のことながら、今日の議論全体がそうなっていますので、そのエッセンスを全部、テーマにまとめて盛り込んでいきたいと思います。追加ありましたらお願ひします。1番目と2番目です。

よろしいでしょうか。

坂野委員 2番目というのは第5次ですか。

笹井議長 第5次の。

坂野委員 そしたらあります。

笹井議長 どうぞ。

坂野委員 第5次の生涯学習計画の策定に向けてということで、さっとしゃべります。

第4次について、つくり方としてですね、内容じやなくて。反省すべきものがたくさんあるということは申し上げてきたつもりですが、繰り返します。まず、第5次の計画のつくり方について、平成16年のときは第1次という名称はありませんでしたが、第1次から今回の4次までの計画を必ず読んでいただきたいということです。特に1次、2次は市長部局で策定をやっていて、非常によくできています。内容は当然SDGsのような最近の話題はありませんけれども。それらを踏まえてやっていただきたいということを申し上げたいということですね。

それから、平成2年に第4次の内容を検討したときの社会教育委員の会議の議事録を、私は全部読みました。平成2年です。正直言って、いいかげんな議論です。それは、理由を挙げず目標記載をやめたという小堀係長の発言に始まり、時間がないから考えて来なかった委員など、具体的に言えば多々あります。だから、そういうこ

とがないようにという反省の材料として、ぜひ第4次の令和2年の会議録は半年分ぐらいですかね、全部目を通していただきたいということです。

それから、第4次の計画書を読んでいただきたいというところで、日本語になってない文章があります。それから、非論理的な文章があります。中学校の教科書と違う間違った知識が書かれています。それから、用語が混乱しています。大熊教育長の巻頭言と中身が違います。柱という言葉です。何でこんなものが見過ごされたのか。大熊教育長は中を読まずに書いたのかと思うんですけど。それから、古い計画との用語用法のそごもあります。私も市民として一番最初のページから読んでいたわけですけれども、ちょっとこれらにあきれまして、こんな恥ずかしい計画では外に出せない、と思ったのが正直な感想です。

そういうことが第5次で起きないように、全員が読んでいただきたい。教育委員会は絶対読んでいません。日本語になっていない文章すらあるわけですから。そういう状況ですから、社会教育委員の責任は重いと思ってください。正直言って第4次計画は欠陥だらけの、瑕疵のある商品でございます。

それから、これはこのメンバーでの2023年一番最初の会合で私が言いました、生涯学習計画に最新の情報を入れていただきたいという点です。ユネスコのマラケシュ行動指針の件はそのとき申し上げました。最新の動向を取り込んでいただきたい。その実践はもちろん一つの夢ですけれども、そういうものへの言及も入れていただきたい。

また、目標という言葉が第4次から削られています。削られるのは別に小金井だけじゃなくて、武蔵野市も削られているんですが、武蔵野市は従来の目標と方向性の違いをきちんと図表で説明しています。小金井市ではその後、そういう類いの議論が一切なされません。だからいいかげんなんですね。きちんと最新の動向を入れていただきたくてもこんな対応では困ります。

それから、キーワードになるのは、一つだけ言うと、「小金井らしさ」です。小金井らしさということは第4次に出てきますから、読めば分かりますし、それから、会議録を見ればいっぱいあります。これも討論の内容がいいかげんです。非常にいいかげんです。何でこんなものを言うのかというと、当時社会教育委員であられた、

学芸大学の柴田先生が気づかれて討議しようとしているんですけども、その議論さえさせてくれない議事進行だったわけです。次回はぜひ、小金井らしさという言葉もせめてきちんと議論していくべきだときたい。ちなみに、第1次計画ではきちんと書いてあります。

第5次計画を読むときには私、一般市民として読みますので、パブリックコメントがあればさせていただきますけれども、小金井市民に誇れるような内容にして、小金井市民としてはこういう学習計画があるんだと誇れるような内容にしていただきたいという希望を申し伝えておきたいと思います。

笹井議長 ありがとうございました。

この計画について、さらに何かありましたら、メールで、評価とか策定に向けてとか、出していただきたいと思います。後で気がついて、あれ言えばよかったですみたいなこともあるかと思いますので、対応させていただきたいと思います。

では、3番目の、管外視察研修と社会教育施設の「在り方」について、これについて何か意見とかお気づきの点とかありましたらお願いします。

小林委員 実は、市のほうの社会公共施設の在り方ワークショップというものに市民参加で出てきたんです。あれ、企画のやつですかね。あそこで非常によくないなと思ったことが、既存の施設はどうあるべきかという議論にどうしても、しようがないですけれども行政の方がなりがちで、本来、今の社会の市民にとってどういう機能が必要かということをまずは議論した上で、必要なものを考えていきましょう。そこに公民館が当てはまるのか、実際できているのかできてないのかという話でやっていかなきゃいけないんですけれども、議論の途中で、公民館はどうあるべきですかといきなり質問が変わっちゃったという、ちょっとありますて、何となくなんですが、今の施設に縛られているということに関して、本当にそれでいいのかという。

いや、結局、議論したらそうなるのかもしれないんですけども、そういうお互いの目というか、今の施設の枠組みとか在り方が合ってないんじゃないかという目線でやっぱりいろいろ見ていったほうがいいんだろうなと。そういう意味では、こういう形でこうい

うことまではできているけれどもできないということを、やっぱり我々はちゃんと把握すべきではないかというところがあるなという気はしました。

そういう意味では、もうちょっと足元をちゃんと見たほうがいいかなという気もしたというのが、今回のこの在り方とか視察とかというところで。今の時代に何を求められているか、例えば公民館。何かそういった先端事例もやりながら、でもここでギャップがあるよね、でも小金井らしさって何だろうって、さっきおっしゃっていましたけれども、じゃ、うちに合わせるにはどうしたらいいんだという、要するに、今のあるやつが全部いいんだという感じじゃなくて、まずは、必要なものから逆算していったり、先進事例を見て、どうしてこういう機能が必要だとその地域は言っているんだろうかとか、そういうところのリサーチとか、そういうものもやっぱりやっていったほうがいいんだろうなという気はしました。

笹井議長 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか、この3番目のテーマについて。

坂野委員 3番目のテーマで社会教育施設の在り方というのを付け加えていただいたのは私なんですけれども、小林さんがおっしゃったこれのワークショップは、30人募集したが、集まったのが10人だけ。しかも、3回開催して、参加者は10人、10人、最後の回は6人しか集まらなかったということです。この在り方委員会を傍聴していたんですけども、やはり不十分な人数であったというのが委員会での反省でしたね。

こここの公共施設在り方委員会を私が何度もここで強調するのはなぜかというと、社会教育施設が非常に危機状況に達し、全然考慮されてないためです。学校の広さと、受益者負担という観点だけで議論されている。有識者の方は大学の先生が3人いらっしゃるんですが、正直言って要するに、社会教育の素人です。そういう方々も事務局も関心がないという状況であると、はっきりそう言い切れます。

そういう形で進んでいて非常に危険だという事例が、図書館運営に現れています。埼玉県の志木市の図書館が小学校と併設されているんですが、これについては、小金井市の図書館協議会委員の会長

で図書館情報学研究者の大串夏身さんに状況を説明し意見を伺おうと思いましたら「埼玉県の志木市」と言った瞬間に、あれは確かに問題ですという返答をいただき、当然御存じでした。全国に他にもそういう図書館はあると懸念もされていました。

どういう状況かというと、図書館という社会教育施設が監視されているんですね。これ、在り方委員会の中にも御存知の方がいらっしゃって、入り口に警備員の方が立っているらしいんですね。もちろん、人相の悪い小学生や怪しい服装の小学生がいないかとか、そんなことじゃないわけで、図書館に来る人間の方を監視し見守っているわけです。それは違うでしょう。教育基本法の第1条は、平等で民主的な社会を形成するなんです。

学校の安全が優先されるのはそうだと思います。小金井市の教育施策の第3項でも、学校の安全のために必要に応じて警察も介入すると書いてあります。しかし図書館にそれを併設されたらまらないわけですね。実際、ちょっとぼろぼろの服を着た浮浪者風の、あるいは暴走族風の衣装を着た、あるいはドライグクイーン、さらに私が図書館協議会委員の研修のときに実際に挙げられた例で言うと、白装束を着て頭にろうそくを立てた人間が入っても構わないんですが、それが警備員にやっぱりにらまれるんですよね。館内に入りづらくなる。これでは社会教育の正直言って破綻です。そういう施設にしないでいただきたいということなんですが、そういう議論がなされないんですね。その委員の中には、実は小金井市の図書館に勤務されている方もいらっしゃいますので、同様の点に気づいています。が、議論が展開しないんですよ。それは委員長も、後回しにしましょうと言うだけ。全然議論しないまま放っておいたら、社会教育施設である図書館、そして公民館もそうですけれども、どんどんどんどん機能が後退していく、利用できなくなっていく、利用しようと思ってもしづらくなる。これを何とかしていただきたいということで訴えてきたつもりですけれども、今のところなっていません。

志木市の状況については、第1回にしろ第2回にしろ、在り方委員会で何の評価もなく書かれています。これは非常に危ない。ぜひ教育委員会でも関心を持って見ていただきたいということです。

当時、梅原部長であったか事務局であったか忘れましたが、今後そういうのを検討していきますと言いますけれども、在り方委員会

も1年を超えて議論が進んでいます。早めに止めないと、学校が広いからという法政大学の土山教授の意見が通ってしまっては教育の観点が全く欠けた形で議論が進んで、大串先生がおっしゃるように、あれは問題ですという施設ができるかもしれません。

これはぜひ引き継いでおきたいということで、ここに書かせていただきました。

以上です。

笹井議長

ありがとうございました。

ほかにどうでしょうか。ありますでしょうか、この今の点につきまして。

よろしいですか。このテーマにつきましても、もし何かありましたらメールでいただければ、まとめさせてもらって、最後フィードバックするということになっていますから、いただきたいと思います。

次の、東京都市町村社会教育連絡協議会及び関東甲信越静教育研究大会の活動についてということで、今年度は幹事市が小金井ということです。その関係で、実は今、現在進行中で、どんなプログラムでやるかとか進行中だと思いますけれども、何かお気づきの点とかありましたら、御意見等々いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小林さん。

小林委員

関東の教育研究大会なんですけれども、やっぱり、社会教育委員の人とプラス事務方の方が一緒に参加しているんですね、ほかの自治体の人たちを見ると。結構、静岡とかいろんなところから来ていて。そこで勉強するというよりは、同じ立場の人たちが、おたくはこういうのをどうやっていますか、例えば社会教育委員の会議は年間何回あるんですかとか、どういうことが今話題になっていますとか、そういうことを聞いたりもしますし、例えば生涯学習計画をどうやってつくっていますかと。僕、ずっと取材していたんです、どっちに行っても。そしたら、何か、事務方の人が結構やっていましたみたいな話があったり、いや、うちつくってないけどこういうのをやっていますとかって、ほかの地域のやり方とか工夫とかというのが情報が入るので、やはりこういったところで行かないと、真

正面から市役所へ問い合わせて教えてくれるわけがないし、そういったところで、どうやっているんですか。

働き方改革はちょっとあるんですけども、何とか業務に組み入れていただいて、やはり小金井市の事務局の方も、こういったところに行っていろいろと情報を仕入れたり学んだりしたほうがいいのではないかと思いました。

前回は、僕と、関係してない社会教育しか行ってなかつたので、事務局の方にも知ってほしくてレポートを書いたんですけども。事務局の方も、行ってみたら、何となく、なるほどなと思うところがあるかもしれませんし、それもやっぱり、学び続けるということなんですね。自分のやる仕事のやり方とかいろいろ変えていくというところで、そういう形でアップデートしていく。それが、一生学び続けるということにもつながるので、やはり生涯学習課の皆様も、働き方改革はあろうかと思いますが、アップデートしていっていただけると非常にいいなと思います。本当は僕は全員参加してほしいなと思っています。

次、横浜ですよね。

小林委員 青森でしたっけ。

笹井議長 事務局。

最所生涯学習係長 事務局です。本年度は横浜の関内ホールということで、11月20・21日を予定しております。先ほど、事務局の参加というような話があったかと思うんですけども、令和7年については、すみません、予算がというところで、令和8年度以降、ちょっと予算の関係、財政当局と相談しながら、事務局も行けるのであれば行きたいというところではあります。

小林委員 予算が問題だったわけですね？

最所生涯学習係長 予算もありますということで。

小林委員 自費で行けとは僕も言いません。ただ、今までそれを予算に入れてなかったのかどうなのかという感じもちょっといたします。事

務方のレベルアップというか、やっぱりそこですよね。

笹井議長 だから、本来は希望者全員、社会教育委員全員が、全国大会であろうと関東甲信越だらうと、行きたい人は全部行けるべきなんです。事務局もやっぱり来てほしいんだと思います。ただ、やっぱり予算の関係があつて。

小林委員 厳しいですね。財政当局、ちょっと困ったもんですねという話で。まあ、何とかしてくださいというのは意見を言っておきます。お願ひします。

最所生涯学習係長 ありがとうございます。

以上です。

笹井議長 どうぞ。

國分委員 参加して本当によかったです。

小林委員 いろんな人の話、聞きましたよね。

國分委員 いろんな人の話が聞ける、当たり前だけど。

笹井議長 今年の12月には小金井で、近くだから、行こうと思えば行けますので、ぜひ参加していただきたいと思います。
どうぞ、坂野委員。

坂野委員 この研修などの大会と会合の件で2件、内容についてもう一度、まとめですから繰り返しておきます。

私が一番感銘受けたのが、町田市のときに、町田市の中学校長を長くやってこられた仙北屋先生が、中学生は立派な大人を見たがつていると指摘した点、これに尽きますね。そのとおりだと思います。報道される今の先生の行状はひどい状況ですね。教育委員会はもつとひどいですね。私が非常に感銘を受けたのはこの視点ですね。立派な大人を提示し身近な大人が立派にならなければ、子どもは立派にならないということ。つまりは成人教育が肝心だということです。

それからもう1点は、國分さんと小林さんの茨城大会報告を読ませていただいた中で一番感銘を受けたのは、教育委員会と社会教育委員が連絡を取り合っているということです。委員個人ベースでもいいです。これが欠けている状況では、小金井市の教育委員会を傍聴してみたら分かりますけれども、ほとんどの論点が学校教育の話なんですね。学校と地域の連携と言いながら、地域の社会教育のことはあまり議論してない。そういう印象が残っていますので、これもぜひ次期への課題につなげるものとして一言申し上げておきたいなど。

以上2点です。

笹井議長

分かりました。

ということで、このテーマにつきまして、さらにありましたらメールでいただきたいと思います。ありがとうございます。

最後、来期の委員の方へ。これは今まで議論が出てきましたけれども、これだけは言っておきたいみたいな、いらっしゃったらぜひお願ひします。いかがですか。

どうぞ。

坂野委員

会議録の作り方です。この会議で会議録の全文記録方式、やめませんかということです、私は今回で委員を辞めますけれども。以前に言いましたけれども、内容を確認されてない委員がいるんですよ。たまたま私が偶然、自分の発言確認のために録音を聞いて参照する機会があったんです。その時にいろいろ分かったのが、金澤さん、申し訳ないですけど、チェックされてなかったということ、それから、テープを起こしている方が全く違う語句や言葉を書かれている。偶然見つけました。

それから、笹井議長の件で申し訳ないんですけども、議論の途中で私に対して「偽造」という言葉を使っていますが、あれは完全な日本語の間違いです。それが残ってしまうんです。この会議の場で言うのは構わないんですけども。

また、全文記録だと要点が非常にぼやけてしまっているというところですね。要点にまとめるべきではないか、そうしないと、本当とは違う議論が残るので、要点記録に変更することをぜひ考えていただきたいです。

そういうふうに変更した例は公民館があります。公民館運営審議会が全文部記録だったのを要点記録に変えています。もちろん漏れる発言はありますけれども、得るものほうが多いと、その会議録を読んでいて思いました。これもぜひ検討していただきたいということで、言い残しておきたいと思います。

以上です。

笹井議長

ありがとうございました。

ほかに、来期の委員の方へ、あえて置きたいこととかあれば。

小林さん、どうぞ。

小林委員

今回、僕、すごくよかったですと思ったのは、事務方と先生はどうか分かりませんが、取りあえず僕は自主練でいろいろ情報交換を、Z o o mでこの会議とは別にやっていたんですけども、いろんな場の方がいらっしゃるので、いろいろお話を伺ったりとか共有したりするのがすごくよかったですと思ったので、やっぱり会議だけじゃなくて、会議以外のところでも自主的にいろいろ勉強会をやったり情報交換したりというのは大事だなと思ったので、やれということではなくて、すごくよかったですよということは次期の方に伝えたいなと思います。

坂野委員

委員有志数名でこの1年半にわたり開催できたZ O O M会合は大変役立ちました。設定していただきました小林さん、ありがとうございます。あれは非公式ですけれども、例えば、北澤さんに1回参加して40分以上しゃべっていただいてやっと、北澤さんの経験に基づいた発言の真意が分かって、なるほどこういうことかという理解が進んで本当に助かりました。これはそれまで北澤さんのやっていることがすぐに理解できなかった私のほうが悪いんですが。あの時のZ O O M会合は非常に有意義でした。

そういうことをやらないと、ここで集まって1時間半、1時間45分、はいそれだけで理解して決まりってことはあり得ないと思うんですね。だからこれもぜひ、勝手にやっているとあらぬ非難を受けた非公式扱いでなく、公式の有志会合として認めていただきたい。

今ここで3人の公募市民が、公開募集で選ばれた委員がいます。これは以前はいなかつたですね。ほかの会合でもいなかつたと思い

ます。1990年代後半に小金井市で、学識経験者あるいは関係団体にだけ任せておくと議論が不十分だという話が起つたため公募市民が参加するようになった。これは非常にいいことだと思います。いまだにそういう団体の代表らだけでやっているところが近くの町にもありますけれども、やっぱり議事進行が違うでしょうね。私も好き放題言っていますが市民の立場に立って事前に、それなりに関連の議事録を見たりいろんな会合を傍聴していますので、自分でも役に立たない意見だとは思っていません。そういうのがもっとも具体的に言える機会が小林さんが設定してくれたZoom会合ですね。当初はあんなに役立つとは思わなかったんですが、本当に非常に参考になりました。ありがとうございました。

以上です。

笹井議長 何か、こちら側の方がよくしゃべられている。いや、いいんですけどね。こちらの方、来期の委員の人に向けて何かありましたら。どうぞ。

伊藤委員 2年参加させていただいて感想なんですけれども、こここの会議に参加をPTAで来ましたけれども、多分ここに来なかつたら出会えなかつた皆さんに出会えたことというのが、私自身にとってすごく学びにもなりましたし、すごくこの出会いがよかつたなと思っています。知らなかつたことをたくさん知れたりとか、やっぱり、自分のコミュニティーだけでいると、自分のコミュニティーの課題としてしか思つてなかつたのが、ほかの人たちから見るとこう見えているんだなということとか、そういうこと気づけるすごくいい機会をいただけたなと思っています。

それはやっぱり、先ほどおっしゃっていたみたいに、やっぱり、この数回の会議だけじゃなくて、Zoomであつたりとか、この後お茶したりとかもあつたし、それ以外で集まつたこともありましたが、そういうことで関わつていけるというのはすごくすてきな出会いになつたことを感謝しています。

次期委員に対してなんですけれども、いい出会いがこの場から広がつていつたらいいなというのもすごく思いましたし、いい出会いの中でいいアイデアをたくさん出していただけたらうれしいなと思います。

- 笹井議長 ほかの皆さん、どうですか。これだけは言っておきたいこと。
 國分さん、お願ひします。
- 國分委員 来期の方へじゃないんですけれども、上の課題の、清里山荘の研修に行って知ったのですが、何かすごくいろんな企画をされているみたいなんですけれども、市民のほうにあまり伝わってなかつたんじゃないかな。何かいろいろ企画がありましたよね。それはもっと宣伝してほしいなと思いました。
- 小林委員 インスタでは流れていた。インスタをフォローしてたら、あ、こういうのやってたんだみたいな。
- 國分委員 かなりいろいろ研究してましたよね。
- 笹井議長 あ、そうなんだ。分かりました。ありがとうございます。
 ほかにどうでしょう。
 じゃ、何か、最後にまとめてください。
- 金澤委員 一つだけ、よろしいでしょうか。先ほど坂野委員から出ました、議事録の要点まとめについてなんですけれども、北澤委員と私、金澤のコメントが入れ違った件で、それをもって坂野さんがかばつてくださったのか、あれは要点なんですけれども、本当に間違えるはずないというふうに。その際、結構似たような、近しい意見かなという感じで、なので、本当に、読んでいなかったのではなくて、自分のことなので、当然ですが間違ったことは公になりたくないでの、皆さんも見ていらっしゃると思うんですけども、決して議事録を見返さないなんていうことは本当にございません。
- あと、議事録を要点にするというのは、確かにそれは、見返したときに、前回のはどうだったかなとか、次の議論のために要点だけのほうが見やすいとは思いますが、じゃ、それ、誰がやるのかという問題点のこともあるとは思うので。
- 議事録について、全文記録か要点記録に変えるかという議論について進めようというのは賛成だなということです。個人の意見になってしまったかもしれませんけれども。

笛井議長 いやいや。ありがとうございます。

坂野委員 補足します。要点記録方式を私はかつて十数回やったことありまして、小金井市でこれまで委員として参加した4つの会議うち3つの会議は要点記録でした。要点方式の一番の利点は、事務局と打合せができ、要点をまとめる上で他の委員発言を確認できることです。もちろん、要点を作るのは発言者自身なんでの的確な表現に改めるなどする必要がありますが、時間的にそんなに負担にも感じませんでした。

それから、先ほど、全文記録のときに一つ言い忘れましたが、皆さん会議録を訂正していますけれども、御自分の発言をという意味ですが、あれを送ってくる段階ですでに事務局が自分のところを訂正し削除もしています。事務局の発言自体が会議の場と違います。事務局の倉澤さんは辞められたようなんですが、倉澤さんの発言で重要なのがあって、会議録上ではそれが3行ほど削られています。そのとき指摘するのを忘れちゃったんですけれども、なんだ自分のを先に削っておいて事務局が委員に送ってくるのかと思いましたが、そういう削除さえできるものであれば、それは事務局だけじゃなくて我々のほうも自由に直していいと思いますね。

だから、要点記録にして、そのとき頭に残っているものがきちんと書かれているかチェックする方式で、全員が全部の発言要旨を見るという形に改めたほうがいいだろうなという意見で申し上げます。

金澤さんの件は偶然気づいたので、恐らく過去にはほかにもたくさんあるでしょう。一番最初の会議での、榎本さんの発言、覚えていらっしゃいますかね。私が一番最初の第1回の会合での榎本さんのこんな発言削ったほうが良いと言って、第2回のときに話したところ、記録に残っていますけれども、榎本さんが、俺、発言してないよと言うので、削った1行があるんですよ。あのときに、では誰が発言したか誰も追及しなかったんですね。だから、もともと速記録でもなく、いいかげんな全文記録なんですよ。どうせいいかげんだったら要点記録にしたらどうかとあのときから思っています。以上長くなりすみません。

金澤委員 いえいえ、とんでもないです。ありがとうございます。
何か、まとめるんですよね。でも、笹井議長がされたほうがいい
かと思いますが一言。
皆様、副議長を務めさせていただきまして、支えていただき、本
当にありがとうございました。
最後は議長、どうぞよろしくお願ひします。

笹井議長 資料5に関して、もし追加があれば、先ほど来申し上げています
けれども、メールをいただければと思います。事務局と私のほうで
まとめて、また皆さんに御照会したいと思います。
そろそろ時間なんですね。この辺でお開きにしたいと思いますが、
2年間、至らない司会で本当に御迷惑をおかけしました。皆さん、
御協力ありがとうございました。これでお開きにしたいと思います。
お疲れさまでした。

―― 了 ――

令和7年度社会教育委員の会議等日程

1 社会教育委員の会議

月 日	曜	内 容	時 間	場 所
6/30	月	第1回社会教育委員の会議	10時～	801会議室
7/25	金	第2回社会教育委員の会議	10時～	801会議室

※ 社会教育委員改選（任期：～令和7年9月8日）

月 日	曜	内 容	時 間	場 所
9/12	金	第3回社会教育委員の会議	10時～	萌え木ホールB会議室
10/9	木	第4回社会教育委員の会議	14時～	前原暫定集会A会議室
11/13	木	第5回社会教育委員の会議	10時～	801会議室
1/23	金	第6回社会教育委員の会議	14時～	801会議室
2/2	月	第7回社会教育委員の会議 (四者合同会議)	10時～	未定
2/27	金	第8回社会教育委員の会議	10時～	801会議室

※ 小委員会（第5次生涯学習推進計画策定のための作業部会）を適宜行います。

2 東京都市町村社会教育委員連絡協議会関係の会議日程

月 日	曜	内 容	時 間	場 所
4/19	土	都市社連協定期総会	午後	町田市

※ 総会をもって、会長市が小金井市に代わります。

月 日	曜	内 容	時 間	場 所
11/20（木）～ 21（金）		関東甲信越静社会教育研究大会 神奈川大会 <希望者2名参加>	未定	関内ホール（横浜市）
11/9	日	都市社連協第5ブロック研修会 <ブロック幹事市：調布市>	14時～	調布市文化会館（調布市）
12/13	土	都市社連協交流大会・全体研修会	午後	宮地楽器ホール（小金井市）

3 その他（社会教育委員へ来賓出席依頼）

令和8年1月12日（月・祝）「二十歳を祝う会」

4 東京都市町村社会教育委員連絡協議会関係の会議日程（会長市として小金井市が招集するもの）

※議長、副議長出席

月 日	曜	内 容	時 間	場 所
5/20	火	拡大役員会	午後	前原暫定A会議室
7/15	火	拡大役員会・理事会	午後	萌え木ホールA B
10/21	火	拡大役員会	午後	前原暫定A会議室
1/27	火	役員会	午後	前原暫定A会議室
2/17	火	役員会・理事会	午後	萌え木ホールA B

「社会教育で
創る 育む つなげる 共生の未来へ」

第56回 関東甲信越静
社会教育研究大会
神奈川大会

開催要項

令和7年11月20日(木)・21日(金)

【研究主題】

「すべてのひとが
学び続けられる社会をつくるために
社会教育ができること」

【会場】 関内ホール ほか



神奈川県
PRキャラクター
かながわキンタロウ

主催／共催

一般社団法人全国社会教育委員連合、関東甲信越静社会教育委員連絡協議会、
第56回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会実行委員会、神奈川県社会教育委員連絡協議会、
神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会

- 1 大会スローガン 「社会教育で創る 育む つなげる 共生の未来へ」**
- 2 研究主題 「すべてのひとが学び続けられる社会をつくるために社会教育ができること」**

3 趣 旨

人生 100 年時代といわれている昨今、グローバル化や地球環境問題、少子化・人口減少、都市地方格差による様々な社会問題が取り上げられる中、継続的な生涯を通じての学び、誰もが活躍できる環境の整備、持続可能な社会の構築が求められ、社会教育の役割が期待されています。

今回の神奈川大会では「すべての人が学び続けられる社会をつくるために社会教育ができる」ということをメインテーマとして研究大会を開催いたします。

開港 166 年を迎える日本の伝統文化と近代的な都市との融合がみられる神奈川県「横浜」の地で、これから社会教育について、私たち社会教育委員に何ができるのか、何を担うべきかを考える 2 日間としたいと思います。

4 主 催/共 催

一般社団法人全国社会教育委員連合、関東甲信越静社会教育委員連絡協議会、

第 56 回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会実行委員会、

神奈川県社会教育委員連絡協議会、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会

5 期 日 令和 7 年 11 月 20 日(木)・21 日(金)

6 参加者 関東甲信越静各市町村社会教育委員及び事務局関係者

同地区の社会教育関係団体会員、社会教育施設職員等社会教育関係者

同地区の地域住民、N P O 法人、社会教育士、

学校関係等生涯学習・社会教育に関心のある方

7 参加費 4,000 円 (参加資料代等) ※学生は 2,000 円



8 日 程

日程表											
第 1 日目 11 月 20 日 (木) 【全体会】		受付	歓迎セレモニー	開会行事	記念講演		シンポジウム	閉会行事		情報交換会	
9:30 ～ 10:00				12:30				16:20 ～ 16:40		18:30	
第 2 日目 11 月 21 日 (金) 【分科会】	受付		分科会 (分科会ごとに閉会)								

9 会 場

【第1日目】<全体会>

関内ホール（大ホール） 横浜市中区住吉町4-42-1

JR 関内駅北口徒歩6分、市営地下鉄ブルーライン関内駅9番出口徒歩2分

【第2日目】

<第1分科会> **関内ホール（小ホール）** 横浜市中区住吉町4-42-1

JR 関内駅北口徒歩6分、市営地下鉄ブルーライン関内駅9番出口徒歩2分

<第2分科会> **横浜市開港記念会館（講堂）** 横浜市中区本町1-6

みなとみらい線日本大通り駅1番出口徒歩1分、JR 関内駅南口徒歩10分

<第3分科会> **横浜情報文化センター（情文ホール）** 横浜市中区日本大通11

みなとみらい線日本大通り駅3番情文センタ一口直結、JR 関内駅南口徒歩10分

<第4分科会> **横浜市技能文化会館（多目的ホール）** 横浜市中区万代町2-4-7

JR 関内駅南口徒歩5分、市営地下鉄ブルーライン伊勢佐木長者町駅2番出口徒歩3分

<第5分科会> **かながわ県民センター（ホール）** 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

JR・みなとみらい線横浜駅きた西口徒歩5分

10 大会内容

【11月20日（木）】第1日目<全体会>

11:00～12:00 全体会受付

12:00～12:20 歓迎セレモニー 「中国獅子舞」 学校法人横濱中華學院

12:30～13:00 開会行事

- ・主催者あいさつ

第56回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会実行委員長

全国社会教育委員連合会長

- ・来賓祝辞

- ・歓迎のことば

- ・来賓紹介

13:10～14:10 記念講演

テーマ：「誰もが自分らしく生きることができる社会をめざして」

認定NPO法人スローレーベル 栗栖 良依 氏

14:20～16:20 シンポジウム

テーマ：「すべてのひとが学び続けられる社会をつくるために

社会教育ができること」

<コーディネーター>

青山学院大学 コミュニティ人間科学部 教授 伊藤 真木子 氏

<シンポジスト>

東京都台東区教育委員会社会教育主事 阪本 陽子 氏

一般社団法人視覚聴覚障害アドボカシー研究所マイノリティリサーチセンター研究員

相模原市社会教育委員 渡邊 健一 氏

前厚木市立森の里公民館長 青木 信二 氏

16:20～16:40 閉会行事

- ・次期関東甲信越静社会教育研究大会開催県あいさつ（群馬県）

- ・全員合唱 ゆず「栄光の架橋」 作詞：北川悠仁 作曲：北川悠仁

- ・閉会のことば

【11月21日（金）】第2日目<分科会> 10:00～12:30（分科会受付 9:30～10:00）

第1分科会		会場：関内ホール（小ホール）
テーマ	<地域の教育力の再生と社会教育委員の役割> 地域の教育力の低下が指摘される中、地域の教育力を再生していかなければならぬ。その再生にむけた社会教育委員の役割について考える。	
助言者	聖学院大学 准教授 若原 幸範 氏	
事例発表者	内 容	
【長野県下諏訪町】 下諏訪町社会教育委員 依田 秀人 氏	星ヶ塔黒曜石原産地遺跡を題材にした学び ～紙芝居を作った私たちの物語～ 社会教育委員が星ヶ塔黒曜石原産地遺跡を題材にした学びを紹介する。 紙芝居制作を通じて、地域の歴史と文化を子どもたちに伝える取り組みを行い、その過程で得た成果と課題について発表する。	
【神奈川県海老名市】 海老名市社会教育委員会議 議長 橋本 絵美里 氏 副議長 金田 ゆかり 氏	子どもと大人が共に育つ社会の構築を目指して 本市では、「子どもの活動支援をとおして、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人が、人ととのつながりを広め、深め、子どもと大人がともに育つ社会の構築」を社会教育目標に掲げ、社会教育委員自ら行動し、社会教育計画の進捗を支えている。	

第2分科会		会場：横浜市開港記念会館（講堂）
テーマ	<次の世代につなぐ持続可能な社会> 予測できない未来に向か、持続可能な社会の担い手を育成するために社会教育ができるなどを考える。	
助言者	青山学院大学 准教授 大木 真徳 氏	
事例発表者	内 容	
【栃木県市貝町】 市貝ジュニアリーダースクラブ会長 永島 誠強 氏	地域の若者と大人が協力して作り上げる、次世代へ向けた新イベント「おかのぼ Rock Fest.」の実施について 高校生の「やってみたい」という思いから始動した、地域初の音楽フェスである。開催決断にいたるまでの経緯や、準備中の困難だった点、イベントを経験した高校生たちの地域のこれからにかける思いなど、詳細について説明を行う。	
【神奈川県藤沢市】 藤沢市社会教育委員会議 認定NPO法人藤沢市民活動推進機構	「未来を担う人材育成～地域でつながるワカモノ×NPO インターンシッププログラム～」 藤沢市社会教育委員会議が深く関わり策定された「生涯学習ふじさわプラン2026」に位置付けられている「未来を担う人材育成」について考える。具体的な事例として、「地域でつながるワカモノ×NPO インターンシッププログラム」を紹介する。	

第3分科会 会場：横浜情報文化センター（情文ホール）	
テーマ	<家庭教育支援> 子育て・家庭教育の大切さを認識し、地域・学校など社会全体で支えるような親や子どもを支援していく取組について考える。
助言者	鎌倉女子大学 教授 久保内 加菜 氏
事例発表者	内 容
【群馬県高崎市】 高崎市社会教育委員会 小池 美千子 氏	「学び」を通じて親子が成長し、活躍できるための家庭支援の方策について 子ども世帯の減少、核家族化進行など家庭を取り巻く環境の変化等により親（保護者）が抱える悩みも複雑化している。本市では、「学び」を通じて親子が自立する力を高め、自信を持って成長し、活躍できるための家庭支援の方策について、提言をまとめた。
【神奈川県寒川町】 寒川町社会教育委員会議 寒川町教育委員会生涯学習課 副主幹 山口 明子 氏	子どもの未来を地域で育てる ～公民館・図書館における家庭教育支援の取組～ 子どもが社会性を身につけ、自立心を育むためには家庭教育の役割は重要である。近年は家庭環境が多様化し、課題を抱える家庭もみられる。地域全体で子どもの健やかな成長を支援し、学ぶ機会の充実に向けて、地域の身近な学びの場である公民館、図書館の家庭教育支援の取組を中心に紹介する。

第4分科会 会場：横浜市技能文化会館（多目的ホール）	
テーマ	<共生社会の実現> 年齢、性別、障がいの有無、文化的背景等に関わりなく、誰もが豊かな人生を享受することができる共生社会の実現にむけた社会教育の役割について考える。
助言者	東京家政大学 教授 白木 賢信 氏
事例発表者	内 容
【神奈川県川崎市】 川崎市教育委員会事務局 生涯学習推進課長 山口 弘 氏	多文化共生社会の実現に向けて ～市民館等における地域日本語教育の取組～ 本市では1980年代以来、市民ボランティアの参画を得ながら市民館等において識字・日本語学級を運営してきたほか、多様な主体による地域日本語教育の取組が行われている。取組の成果と課題、共生社会の実現に向けた持続可能な体制づくりについて発表する。
【神奈川県茅ヶ崎市】 茅ヶ崎市社会教育委員 下村 耕一郎 氏	共生社会推進に向けて社会教育施設ができること ～誰もが活用しやすい公民館を目指して～ 「障害児・者が自分らしく生きるために社会教育施設は何ができるか」をテーマに調査・研究を進めている。「地域とともにある学校」を目指す特別支援学校とタッグを組み、地域のニーズをもとに、共生社会推進につながる新講座を企画・実施した。

第 5 分 科 会		会場：かながわ県民センター（ホール）
テーマ	<地域学校協働活動>	
助言者	国立教育政策研究所 初等中等教育研究所 部長 藤原 文雄 氏	
事例発表者	内 容	
【新潟県見附市】 見附市社会教育・スポーツ 推進審議会委員 江田 隆行 氏	<p>社会教育委員がつなぐコミュニティ・スクールと地域学校協働活動 ～新潟県見附市立見附中学校での取組～</p> <p>見附中学校生徒会発案の「みちゅまいも（サツマイモ）」の栽培、収穫、販売等の活動への支援を通して、商店、住宅地、農地のある学区の住民が中学校に集い交流した取組である。社会教育委員としての経験を活かし、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が一体化するよう取り組んだ様子を紹介する。</p>	
【神奈川県真鶴町】 真鶴町社会教育委員会議 議長 奥津 秀隆 氏 他	<p>弱みを強みに！～小さな町の挑戦～</p> <p>過疎地域に指定され、地域資源も乏しく少子高齢化が急速に進む小さな町が、町にある資源を有効活用し、ないものは他地域に求めるとともに、コンパクトな規模の町であることを生かして地域を巻き込みながら、弱みを強みに変えて大人も子どもたちも元気に活動する姿を紹介する。</p>	

11 開催/参加方法

(1)開催方法について

- ・全体会及び分科会は対面で行います。ライブ配信は行いません。

(2)参加方法について

- ・大会申込みサイトからお申込みください。団体でのお申込みも可能です。

12 その他

- ・今大会では、ご参加いただく皆様の乗用車でのご来場はできません。公共交通機関をご利用ください。

<大会に関する問合せ先>

第 56 回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会実行委員会

住 所 横浜市中区日本大通1 〒231-8588

T E L 045-210-8347

F A X 045-210-8939

受付時間 8:30~17:15 ※土曜・日曜・祝日は休業

大会参加登録・分科会・宿泊・情報交換会 お申し込みのご案内

第56回関東甲信越静社会教育研究大会が神奈川県で開催されますこと、心よりお慶び申し上げます。この度の開催に伴い、参加登録他各種受付を東武トップツアーズ(株)横浜支店がお引き受けすることとなりました。

ご参加の皆様方にご満足いただけますよう心を込めてお手伝いさせていただく所存でございます。

下記の通りご案内させていただきますので、お早めにお申し込みください。

大会の成功をお祈りするとともに、万全の体制で皆様方のご来県を心よりお待ち申し上げております。

東武トップツアーズ(株)横浜支店

I. 大会参加申込み

期　日　： 令和7年11月20日(木)・21日(金)

場　所　： 全体会(関内ホール 大ホール) 分科会他

参 加 費： 4,000円(大会資料代等・税込) ※学生の参加費は2,000円

(参加費は旅行契約ではありません)

※実行委員会からの依頼に基づき、東武トップツアーズ(株)横浜支店が代行受付、

代行収受を行います。

※全体会と分科会どちらか一方だけに参加する場合でも、参加費は同額となります。

II. 情報交換会について

期　日　： 令和7年11月20日(木) 受付 18:00 開会18:30

場　所　： 横浜中華街 金香樓

参 加 費： 6,000円(税込)

※当日券の販売はございません。(事前申込のみ)

※実行委員会からの依頼に基づき、東武トップツアーズ(株)横浜支店が代行受付、
代行収受を行います。

※旅行契約に該当しません。

III. お申し込み手続きのご案内(web申込のみ)

お申し込み方法

大会申し込みサイトにアクセスし、お申し込みください。

<https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/shaken-kanagawa/>



全体会参加のみ(宿泊・分科会申し込みなし)の場合でも、申し込みは必要です。
代表者による複数名の参加申し込みも可能です。

<お申し込み手続きの流れ>

申し込み期間: 令和7年8月1日(金)9:30 ~8月29日(金)17:30

①「はじめての申込はここをクリック」ボタンをクリックし、新規ユーザー登録を行います。
団体で申し込みの方は、団体名で登録してください。



②マイページ内の「参加者登録」ボタンをクリックし、参加者登録を行ってください。
※参加者が複数名の参加を申し込む場合は、「参加者登録」ボタンをクリックしてください。



③申請者に参加登録完了通知(メール)が届きます。
分科会は定員制のため、第2希望まで入力してください。情報交換会(希望者)及び
宿泊(希望者)が必要な方は、引き続きマイページの各々のボタンより申し込みを行ってください。



④申し込みサイトで請求書を発行します。支払方法は、銀行振込又はカード決済から選択できます。
請求書の宛名は任意の宛名を入力することが可能です。

お支払い期限: 令和7年9月30日(火)まで(支払い日厳守)
※銀行振込の振込手数料はお客様のご負担にてお願いいたします。



⑤事前に大会申し込みサイトにて「全体会参加券(1日目)」「分科会参加券(2日目)」をダウンロードして、当日ご持参ください。



⑥受付は、参加券の二次元バーコードで行います。
プリントアウトした「参加券(1日目)」「分科会参加券(2日目)」を持参してください。
※情報交換会や宿泊を希望され申込された方も券を出力のうえ、当日お持ちください。



⑦領収書発行は、マイページ内「支払い」→「支払い履歴」より領収書の発行をお願い致します。
領収書の宛名は任意に入力することができます。

IV. 大会参加・情報交換会・宿泊の変更・取消について

- ・お申し込み後の変更・取消しのご連絡は大会申し込みサイトよりお願ひいたします。
お間違ひ防止のため、お電話・FAXによる変更・取消しはお受けいたしません。
- 操作方法が不明な場合はお問合せ先までお電話ください。
- ・申し込み締め切り後の変更・取消については、9月1日(月)以降に東武トップツアーズ(株)横浜支店までメールでご依頼ください。
- ・取消日とはお客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいた日時とさせていただきます。
(営業時間外のお申し出については、翌営業日の取扱いとなります。)

■全体会・分科会

入金後のキャンセルによる大会参加費の返金はいたしかねます。
また、一部不参加によるご返金も承れません。

■宿泊(契約成立以降に解除される場合は、下記の取消料を申し受けます。)

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前から2日前までの解除	旅行代金の20%
旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除 または 無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

※ご宿泊当日12時までに東武トップツアーズ(株)横浜支店へ取消の連絡がない場合は
無連絡不参加として取り扱い、100%の取消料を申し受けます。

■情報交換会

取消日	取消料
11月14日(金)以降	参加費の100%

<個人情報の取り扱いについて>

旅行申し込みの際に提出頂いた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込んだ旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き、並びに大会運営に必要な範囲内で、当社および大会実行委員会が共同利用させていただきます。

大会申し込みの際にご提出いただいた個人情報については、大会実行委員会と東武トップツアーズ(株)が共同で利用し、参加者との連絡調整、参加者名簿作成等、大会事業等の目的以外で使用することはありません。

<お申し込み・問合せ先>

【旅行企画・実施】

東武トップツアーズ株式会社 横浜支店

観光庁長官登録旅行業第38号 (一社)日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

〒231-0021 横浜市中区日本大通18 KRCビル7階

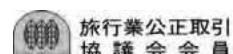
TEL:050-9001-8749 FAX:045-307-4892

(担当:宮田/袴田/徳永)

E-mail : shakaikyouiku-kanagawa56@tobutoptours.co.jp

営業時間: 平日 9:30~17:30 ※土曜・日曜・祝日は休業

総合旅行業務取扱管理者 横田 剛



V.旅行条件書

旅行条件 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社横浜支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申し込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申し込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

(2) 所定の申込書によりお申し込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障害のあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮、措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「大会参加登録・宿泊・分科会・情報交換会 お申し込みのご案内」の条件によりお支払いただきます。これ以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「大会参加登録・宿泊・分科会・情報交換会 お申し込みのご案内」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦闘、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申し込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が変更となる場合がありますので予めご了承ください。詳しくは係員にお尋ねください。

5、旅行契約の解除

(1) お客様は、「大会参加登録・宿泊・分科会・懇親会お申し込みのご案内」『IV、変更・取消について』記載の取消料をお支払いたいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することができます。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申し込み人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申し込み人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦闘、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があつた事項

(2) ただし、次の場合は当社は変更補償金を支払いません。①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア．旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ．戦闘ウ．暴動エ．官公署の命令オ．欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止カ．遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供キ．旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

③当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外來の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金 旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申し込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申し込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続きのために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項（1）の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号等に搭乗される航空便名等、年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に際して警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お問い合わせ等の記載内容に誤りがあつた場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来たす恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申し込みいただいた際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いただきます。

13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(2) この旅行条件・旅行代金は2025年4月1日現在を基準としております。

●お申し込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号

 東武トップツアーズ株式会社

横浜支店

横浜市中区日本大通18

KRCビル7階

電話番号 050-9001-8749 FAX番号 045-307-4892

営業日 平日（土日祝日休業） 営業時間 9:30～17:30

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：横田 剛

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(2017. 6版)

客国 25-211



旅行業公正取引協議会会員

VI. 会場案内

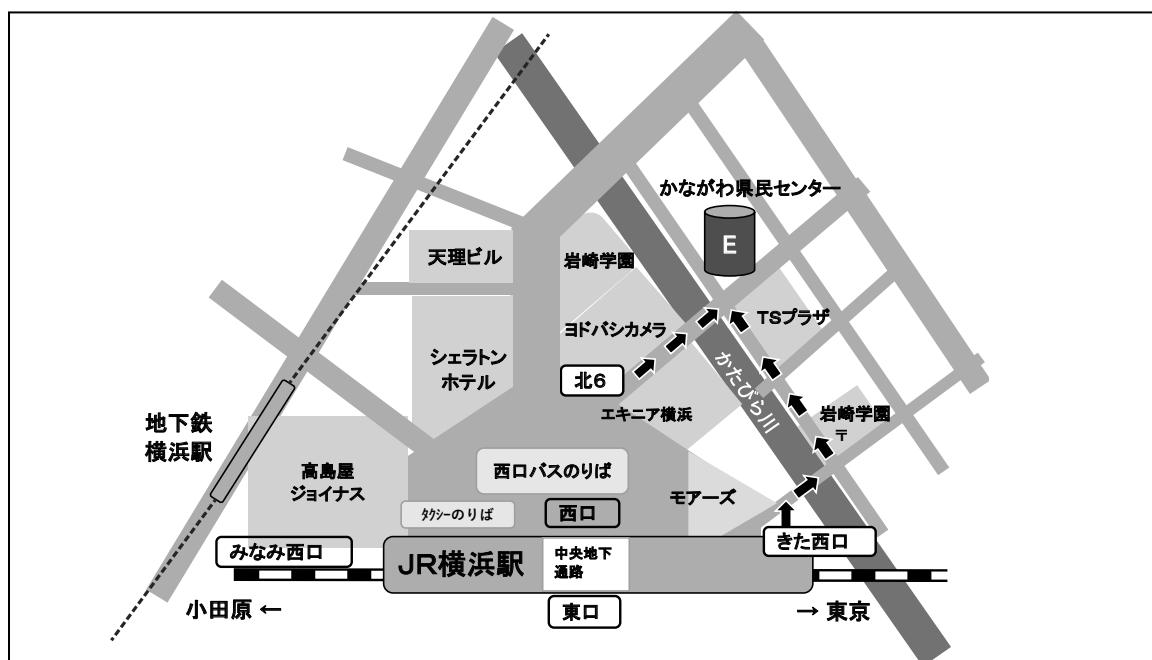
	地図番号	会場名
全体会・第1分科会	A	関内ホール（大・小ホール）
第2分科会	B	横浜市開港記念会館（講堂）
第3分科会	C	横浜情報文化センター（情文ホール）
第4分科会	D	横浜市技能文化会館（多目的ホール）
第5分科会	E	かながわ県民センター（ホール）
情報交換会	F	横浜中華街 金香楼（3階）

VII. 宿泊について (東武トップツアーズ株) 横浜支店が企画・実施する募集型企画旅行です。)

- 宿泊設定日:令和7年11月20日(木)1泊 ※確保部屋数には限りがあり、満室の場合はお取り扱いできることをご了承ください。
- 最少催行人員:1名 添乗員:同行いたしません。
- 旅行代金:お1人様1泊あたり税金・サービス料を含みます。

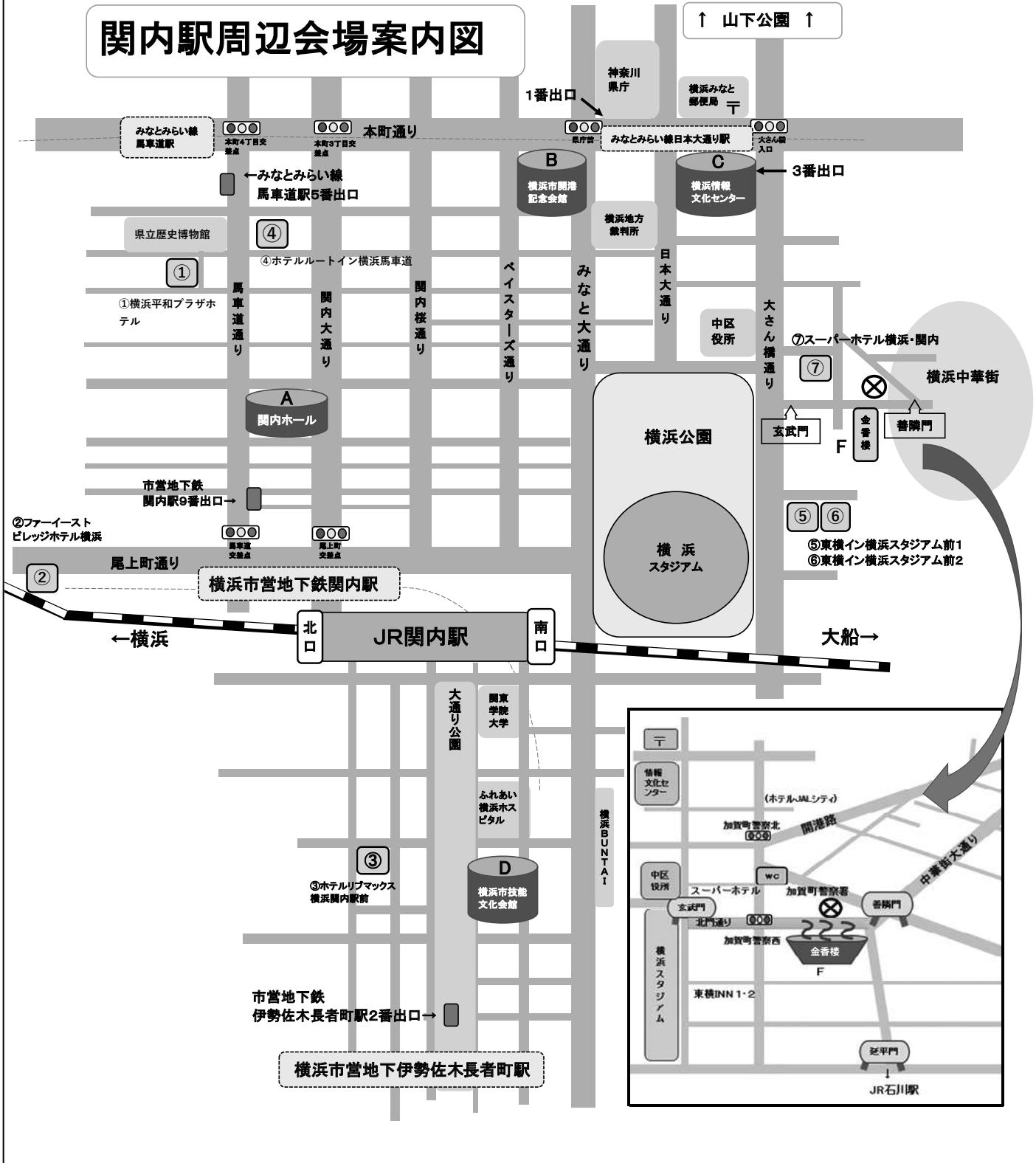
地図番号	ホテル名	部屋タイプ	食事条件	定員	ご旅行代金(税込)	アクセス
①	横浜平和プラザホテル	シングル	朝食付	1	10,500円	関内ホールより徒歩2分
②	ファーストビレッジホテル横浜	シングル	朝食付	1	13,600円	関内ホールより徒歩6分
③	ホテルリブマックス横浜関内駅前	シングル	朝食付	1	13,700円	関内ホールより徒歩9分
④	ホテルルートイン横浜馬車道	シングル	朝食付	1	14,200円	関内ホールより徒歩3分
⑤	東横イン横浜スタジアム前1	シングル	軽朝食付	1	9,500円	JR関内駅より徒歩7分
⑥	東横イン横浜スタジアム前2	シングル	軽朝食付	1	9,500円	JR関内駅より徒歩7分
⑦	スーパーホテル横浜・関内	シングル	朝食付	1	11,000円	JR関内駅より徒歩8分

■会場マップ(横浜駅エリア)



■会場マップ(関内駅・馬車道・中華街エリア)

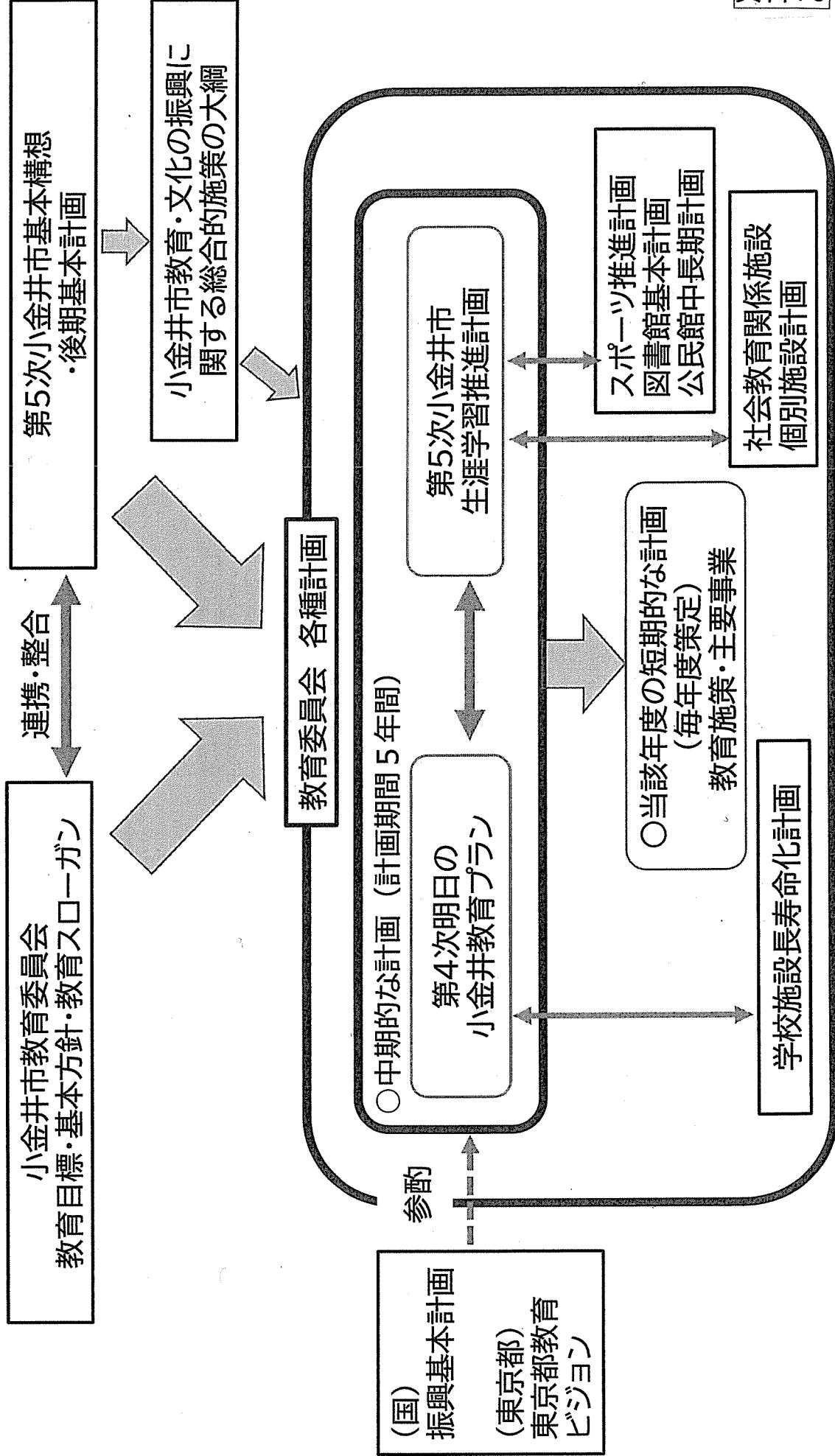
関内駅周辺会場案内図



「次期生涯学習計画」の体系・骨子の検討

資料9

教育目標・基本方針・各計画・教育施策の体系図



小金井市教育委員会の教育目標（案）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

このため、学校には、一人一人の子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められている。

また、生涯学習においては、国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

小金井市教育委員会は、この教育の目的と理念を尊重し、以下の「教育目標」に基づき、第5次小金井市基本構想を踏まえ、積極的に教育行政を推進する。

小金井市教育委員会は、全ての子どもが、主体的に学び合い、多様性を包摂し、創造力豊かに未来を切り拓くことを願い

- よりよい未来の創造を目指し、主体的に学び、多様な人々と協働して課題を解決する人の育成
- 自分を肯定的に捉え、一人一人の個性を生かし、自他の人権を大切にして、共に生きる人の育成
- 地域・家庭・学校が未来を生きる子どもの姿を共有し、その子らしさを最大限に引き出す教育

を目指し、学校教育を推進する。

また、全ての市民が学びを通じて豊かな人生を送り、一人一人の成長が社会全体の発展につながるよう

- 全ての市民に、魅力ある学びの機会を提供
- 学びを通じた個々の能力向上と社会参加の促進
- 気軽に参加できるスポーツ活動の充実と地域連携の強化

を目指し、生涯学習を推進する。

小金井市教育委員会の教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。

また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

小金井市教育委員会は、このような考え方立って、「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

小金井市教育委員会は、一人一人の子供が未来を創造する当事者として、活発な好奇心をもち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長することを願い

- 自他の人権や多様な文化を尊重し、寛容で思いやりのある人
- 自ら学び協働して問題を解決していく、創造力豊かな人
- 地域社会の一員として、社会貢献できる人
- 健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく生きる人

の育成に向けた学校教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、個性が生かされ、より豊かな生活を営めるよう

- 自らを高める学習の機会の創出
- 学び合いの場、多様な交流の場の創出

が提供できるよう生涯学習を推進する。

そして、この学校教育と生涯学習の充実に向けて、家庭・学校及び地域が相互に連携・協力できる教育を推進する。

(令和5年2月14日 小金井市教育委員会決定)

小金井市教育委員会の基本方針（案）

【基本方針1 未来を創造する力の育成】

グローバル社会の変化を捉え、ＩＣＴを活用しながら主体的に学び、多様な人々と協働して新しい価値を生み出す人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 自他の人権を大切にして、共に生きる人の育成】

自分らしさを大切にし、互いの違いを理解し、認め合い、尊重し、共に生きる人を育てる教育を推進する。

【基本方針3 地域・家庭・学校が協働し、その子らしさを引き出す教育の推進】

地域・家庭・学校が協働し、小金井市の特色を生かして子どもを見守り、育てる教育を推進する。

【基本方針4 学びを通じた豊かな人生と社会への還元】

市民が自ら学び、文化・スポーツなどへの参加を通じて豊かな人生を送るための機会の充実を図り、個々の成果がやがて社会全体に還元される生涯学習を推進する。

小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針 1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められている。

このため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針 2 「個性」と「創造力」の伸長】

子どもたち一人一人が、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

このため、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針 3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子どもたちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められている。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針 4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が、生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められている。

このため、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(平成31年2月12日 小金井市教育委員会決定)

